

議案番号	第1号	議 決 事 項
審議年月日	2016.12.23. (第18次)	

第2次国家知的財産基本計画(案) (2017~2021)

国家知識財産委員会

提出者	企画財政部長官	ユ・イルホ	教育部長官	イ・ジュンシク
	未来創造科学部長官	チェ・ヤンヒ	外交部長官	ウン・ビョンセ
	統一部長官	ホン・ヨンピョ	法務部長官	空席
	行政自治部長官	ホン・ウンシク	文化体育観光部長官	チョウ・ウンソン
	農林畜産食品部長官	キム・ジェス	産業通商資源部長官	チュウ・ヒョンファン
	保健福祉部長官	チョン・ジンヨブ	環境部長官	チョウ・ギョンギュ
	国土交通部長官	カン・ホイン	海洋水産部長官	キム・ヨンソク
	国家情報院長	イ・ビヨンホ	国務調整室長	イ・ソクジュン
	放送通信委員長	チェ・ソンジュン	公正取引委員長	チョン・ジェチャン
	金融委員長	イム・ジョンリョン	関税庁長	チョン・ホンウク
	文化財府長	ナ・ソンファ	中小企業庁長	チュウ・ヨンソブ
	特許庁長	チェ・ドンギュ	気象庁長	コ・ユンファ
17市・道知事				
提出年月日	2016.12.23.			

1. 議決主文

- 「第2次知的財産基本計画(案)(2017~2021)」を別紙のとおり議決する。

2. 提案理由

- 同計画は、「知的財産基本法」第8条に基づいて5年ごとに策定する法定計画であって、「第1次国家知的財産基本計画(2011~2016)」が満了することにより、「第2次国家知的財産基本計画(案)(2017~2021)」を策定して国家知識財産委員会に上程・議決する。

3. 主要内容

1 基本計画策定の概要

- 国家知的財産基本計画は、「知的財産基本法」に基づいて5年ごとに策定する知的財産分野の最上位計画
 - 基本計画に基づいて年度別施行計画を策定し、実績を点検・評価
- 「第1次国家知的財産基本計画(2012~2016)」が終了することにより、「第2次国家知的財産基本計画(案)(2017~2021)」を策定
 - 第1次基本計画の成果を点検し、グローバル環境変化*を反映
 - * 第4次産業革命時代の到来、コンテンツのデジタル化、「名古屋議定書」の発効(2014年10月)など
- 各省庁と自治体の知的財産政策課題を受付(2016年7月)、国内外の知的財産専門家の意見を収集(2016年5月~7月。IP Summit Conferenceなど)、関係機関の協議及び専門家事前検討(2016年11月。政策イシューワークショップ、分課別専門委員会など)を経て策定

2 第1次基本計画の主要成果

- IPの創出・保護・活用の全般における懸案解決にむけた対策を策定・施行
 - 「IP及び技術取引の活性化策(2015年4月)」「特許訴訟管轄集中*(2016年1月)」「中小企業技術保護対策(2016年4月)」など、70件余り
- * 特許権など知的財産権に関する控訴審の管轄を特許法院に一本化

- 特許出願件数 5 年連続世界 4 位、標準特許シェア世界 5 位を達成(2015 年)
 - ※ 標準特許シェア(累積件数) : (2011 年) 3.5% (300 件) → (2015 年) 6.4% (824 件)
- IP の保護に対する支援体制が強化し、IP 侵害が減少傾向
 - 著作権侵害への対応、海外模倣商標の取締り強化など
 - ※ 著作権侵害率 : (2011 年) 18.8% → (2015 年) 13.5%
 - ソフトウェアの違法コピー率 : (2011 年) 40% → (2015 年) 35%
- IP の活用のための IP 価値評価及び金融など、基盤を構築
 - ※ IP 投資・融資 : (2011 年) 350 億ウォン → (2016 年) 3 千億ウォン
 - IP ファンド : (2011 年) 470 億ウォン → (2015 年) 約 7 千億ウォン

〈第 2 次国家知的財産基本計画の策定時に補完すべき点〉

- ①高品質 IP の創出を基盤とした活用度の向上
- ②国内外の IP 紛争への対応及び中小企業の技術・営業秘密の保護強化
- ③民間の IP 取引・金融など IP 市場の活性化
- ④特許審査の品質向上及び専門人材の養成などの基盤強化

3 ビジョン及び政策の方向

◆ ビジョン：「第 4 次産業革命を先導する IP 国家競争力を確保」

政策 方向 及び 成果 目標	◇量中心から質中心の IP 創出へ転換	◇民間中心 IP 取引・金 融・サービス産業拡充	◇IP 及び営業秘密に対 する保護強化	◇IP 価値尊重及び権利 者への正当な補償	◇IP の海外進出の拡大
	<ul style="list-style-type: none"> ・政府 R&D の優秀 IP 比率 : 2015 年 10.8% → 2021 年 20% ・標準特許シェア : 2015 年 6.4% (5 位) → 2021 年 10% (4 位) ・公的研究機関の特許活用率 : 2015 年 35% → 2021 年 40% 	<ul style="list-style-type: none"> ・IP 投資・融資 : 2015 年 2 千億 → 2021 年 1 兆ウォン ・IP サービス産業 : 2015 年 6.4 千億 → 2021 年 8 千億ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際 IP 保護順位 : 2015 年 27 位 → 2021 年 20 位 ・著作権侵害率 : 2015 年 13.5% → 2021 年 10% 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務発明導入企業の比率 : 2015 年 55.6% → 2021 年 70% ・SW の違法コピー率 : 2015 年 35% → 2021 年 20% 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外特許出願 : 2015 年 14,626 件 → 2021 年 20,000 件 ・コンテンツ輸出額 : 2015 年 58 億ドル → 2021 年 97 億ドル

※5 年間(2017~2021)計 4 兆 7 百億ウォンを投入

□ (戦略 1) 高品質 IP の創出及び事業化の活性化

- (IP 戦略と R&D の連携) R&D(応用・開発)の全段階において IP 戦略との連携を強化

企画	IP 確保の可能性が高い研究開発のターゲットを発掘
実行	概念特許出願、ムービングターゲット、IP ポートフォリオ、最適権利化を設計
活用	特許改良及びパッケージング(特許、デザイン、商標)、標準特許戦略、価値評価及び移転

- そのために、R&D の直接費から IP 関連経費を使用できるようにし、大型 R&D(年間 50 億ウォン以上)の事業に、特許専担官(CPO : Chief Patent Officer)を導入

※これを通じて政府 R&D の優秀特許割合を拡大：2016 年 10.8%→2021 年 20%

- (新技術分野の標準特許の創出)「国際標準化の有望性」及び「基盤特許の確保可能性」の高い新技術分野に集中支援

- 「標準特許連携 R&D 事業」に指定し、「標準特許戦略マップ」を策定

- (公的研究機関の IP 管理強化) 特許出願前の審査を強化し、長期未活用特許の最小化に向け保有特許の管理を強化

*3 等級(A、B、C)に評価し、C 等級の場合は出願を保留

- 出損(研)ごとの「IP 経営戦略」の策定を促し、実行実績を機関評価に反映

- (IP の取引及び金融の活性化) 中小企業の IP の取引時に税制優遇を拡大(IP 取得費用の税額控除を現在の 10%から拡大)し、技術取引仲介手数料の最低ガイドラインを導入

- IP 投資・融資を 2021 年までに 1 兆ウォン規模に拡大(2016 年 3,000 億ウォン)

□ (戦略 2) 中小企業の IP 競争力の向上及び保護強化

- (特許バウチャー制度の導入) 特許出願・登録、訴訟支援など、必要な IP サービスを選択して使用できるように需要者中心の支援を強化

- (職務発明制度の拡大) 職務発明優秀企業に対しては、インセンティブ(政府事業の参加時に優遇等)を強化し、

- 予約承継条項がある場合、従業員の発明が使用者に自動的に継承されるようにして行政を簡素化し、二重継承などの問題を解消する。

- (特許控除制度の導入) 「先支援後返済(長期間分割返済)」の特許控除制度を導入し、従来の「訴訟保険」の支援を拡大して訴訟費用などの負担を軽減

- (アイデア・営業秘密の保護) 「アイデア・技術の奪取」、「トレードドレス * 侵害行為」

などを不正競争防止法上の「不正競争行為」に規定して制裁を強化

*色彩、大きさ、形などの商品・サービスの固有のイメージを表す複合的な無形の要素

- (懲罰的損害賠償制度の導入) 悪意的な営業秘密侵害については、損害額以上を賠償額として賦課する懲罰的損害賠償制度を導入
- (迅速な紛争解決) 事前紛争調停制度を活性化させ訴訟への負担を減らし、集中審理制度を導入して訴訟期間を短縮

□ (戦略 3) グローバル市場における IP 活動の支援強化

- (IP-DESK*の機能強化) 現在の IP-DESK について、海外における IP 出願費用、IP 紛争解決及び事業化支援等、ワンストップ IP 支援ができるように改善

*海外にある韓国企業の出願費用の支援などを行う知財権相談センター(中国など海外 6 力国に 12 力所を設置)

- (先商標確保 - 後進出) 海外における商標権侵害に対応するために、商標を取得した後に海外市場に進出するよう、現地における商標出願費用に対する支援等を拡大
- (特許共同審査の強化) 韓国企業が海外で知的財産を迅速に確保できるように、中国など韓国との貿易規模が大きな国の特許庁と特許共同審査(CSP)を継続して拡大
- (名古屋議定書の対応) 協定の発効(2014 年 10 月)に対応し、資源富国との協力を強化
-各国の生物資源政策の分析や代替資源の開発などを並行

□ (戦略 4) デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化

- (著作権侵害への対応) 著作権侵害の対応の範囲をファイルの「違法共有」だけでなく、ファイルの「流出」、「アップロード」、「利用」など、全段階に拡大
-海外での著作権侵害の自動モニタリング及びリアルタイム対応システムを導入

- (韓流等コンテンツの海外進出) 韓流コンテンツの輸出国ごとに進出戦略を差別化し、著作権流通契約に関するコンサルティングや標準契約書を提供

- (次世代コンテンツの開発) 文化技術 R&D への投資を拡大し、コンテンツ企業の成長に向けたマザーファンドの文化アカウントを拡大

※マザーファンドの文化アカウント(累積) : 2016 年 1 兆 5 千億→2021 年 2 兆ウォン以上

□ (戦略 5) IP 生態系の基盤強化

- (新技術 IP 保護体制) 人工知能、ビックデータなど新技術の IP 保護体制を整備し、IP 課題(人工知能創作物の権利を認める問題など)に先制的に対応
 - 国家知識財産委員会内に「次世代知識財産特別専門委員会」を運営する予定
- (IP 審査品質の向上) 特許審査官の審査処理件数を適正化して特許無効率を下げ、新技術を利用して検索及び審査システムを高度化
 - ※ 審査官 1 人当たりの年間審査処理件数 (2015 年)
(韓国) 221 件、(日本) 164 件、(米国) 73 件、(欧州) 57 件
- (IP サービス業の活性化) 民間 IP 価値評価機関(現在公共 10 力所、民間 3 力所)を拡大し、政府特許分析評価システム(SMART3)のデータベースの民間開放を拡大
- (IP 人的資源の拡充) 小中高校の子供・生徒向けの発明・特許素養教育を強化し、知的財産先導大学を拡充(2016 年 15 校→2021 年 30 校)

4. 今後の計画

- 同施行計画を基に、関係省庁及び自治体の履行計画をまとめて、年度別施行計画を策定(3 月)
- 毎年前年度の施行計画の推進実績を点検・評価し、その結果を翌年度の「知的財産財源配分方向」に反映(3 月)

別紙

第2次国家知的財産基本計画(案)

[2017~2021]

2016.12.23

関係省庁合同

-目次-

I. 第2次国家知的財産基本計画の策定の概要

1	基本計画の概要	1
2	第2次国家知的財産基本計画の策定の経過	2

II. 環境及び現況分析

1	知的財産を巡るグローバル環境	3
2	主要国の知的財産政策の動向	6
3	第1次国家知的財産基本計画(2012~2016)の成果分析	8

III. ビジョン及び推進課題 12

戦略1. 高品質IPの創出及び事業化の活性化

1	知的財産戦略とR&Dの連携による優秀IPの創出	14
2	新技術分野のR&Dにおける標準特許戦略の適用強化	16
3	公的研究機関の先導的IP経営の強化	20
4	IP・技術取引及び事業化の促進	23
5	民間中心のIP金融の高度化	26

戦略2. 中小企業のIP競争力の向上及び保護強化

6	中小企業のIP活動支援の強化	29
7	職務発明制度の活性化及び合理的な補償体制の構築	33
8	公的研究機関の先導的IP経営の強化	37

戦略 3. グローバル市場における IP 活動の支援強化

[9] 海外進出企業の IP 障路解消の支援	40
[10] IP 国際協力の強化及びグローバル地位の向上	44
[11] 生物・遺伝資源関連の新国際規範に対応	48

戦略 4. デジタル環境下における著作権の保護及び公正利用の活性化

[12] デジタル・コンテンツ著作権の保護体制の整備	50
[13] デジタル・プラットフォームを活用した著作物利用の活性化	54
[14] 韓流コンテンツのグローバル進出の支援	58
[15] 新技術のトレンドに合わせたコンテンツ創出の環境作り	61

戦略 5. IP 生態系の基盤強化

[16] 新技術・新産業の出現に合わせた IP 保護体制の整備	64
[17] 特許権の信頼性・安定性の向上	68
[18] IP サービス業の活性化の支援	71
[19] IP 人材基盤の拡充及び地域別 IP 能力の向上	74
[20] 植物新品種の開発活性化及び保護強化	79

<添付 1> 課題別推進日程 82

<添付 2> 財政投資計画 86

- 国家知的財産基本計画は「知的財産基本法(第8条)」に基づいて5年ごとに策定する知的財産(IP: Intellectual Property)分野の最上位総合計画
 - 第1次国家知的財産基本計画(2012~2016年)が完了したことによって2017年度から始まる第2次国家知的財産基本計画(2017~21年)を策定
- 関係省庁合同で計画(案)をまとめ、国家知識財産委員会(共同委員長:首相、民間委員長)の審議を経て確定
- 第2次国家知的財産基本計画では、この5年間の成果を点検し、知的財産を巡る環境変化及びグローバルイシューなどを分析し、
 - 今後5年間達成する政策目標と推進課題を具体化することに焦点を当てる。
 - 第1次基本計画の推進実績の点検(2017.3.)の結果、継続して推進する必要がある課題は第2次基本計画の年度別実行計画(2017年~)に反映して推進
- ☞ 第1次国家知的財産基本計画(2012~2016年): 知的財産活動全般(①創出、②活用、③保護、④基盤、⑤新知識)にわたって20大戦略及び133の管理課題を提示
- 策定された基本計画に従って関係省庁*及び自治体は、年度別実行計画を策定・施行
 - 国家知識財産委員会は毎年、年度別実行計画の推進実績を点検・評価し、その結果を翌年の「知的財産財源配分方向」に反映

* 未来部、法務部、文体部、農林部、産業部、公取委、金融委、中企庁、特許庁など24の部・所

- 知的財産に関する国内外の動向及びイシューの分析(2016.1~2月)
 - 日・米・中・EU 及び世界知的所有権機関(WIPO)の動向を分析
 - 世界経済フォーラム(WEF)などの主な国際会議における知的財産問題を分析
- 第2次国家知的財産基本計画の策定指針の配布(2016.4月)
- 国内外の知的財産専門家の意見聴取(2016.5~7月)
 - 「IP Summit Conference」を開催し、知的財産の韓国の国富創出への貢献などに関連する主要イシューを発掘
 - ※ (1次) グローバルな環境変化と知的財産の役割
 - (2次) 知的財産による企業のグローバル競争力維持戦略
 - (3次) 超連結時代、国富創出のためのIP戦略
 - 知識財産委員会専門委員の連席会議(5回)などから専門家の意見を聴取
- 各省庁及び自治体の今後5年間の知的財産政策課題を受付(2016.7月)
- 第2次国家知的財産基本計画の素案作り(2016.10月)
- 第2次国家知的財産基本計画(案)に対する専門委員などの意見聴取(2016.11月)
 - 国家知識財産委員会の委員などから専門家の意見を聴取(11月2日政策イシューウークショップ)
 - 国家知識財産委員会の5つの専門委員会の事前検討(11月15~18日)
 - 国家知識財産委員会民間委員懇談会(12月2日)
- 第2次国家知的財産基本計画(案)に関する関係省庁間の協議(2016.11~12月)
- 第18回国家知識財産委員会の審議・議決(2016.12月)

◇第4次産業革命は勝者独占時代を予告

- 世界経済フォーラム(2016.1.)は「第4次産業革命が先進国には勝者の座を固める機会だが、後発国には脅威になる」と予告
 - 自動化・超連結を特徴とする新技術が低熟練労働を代替し、後発国は第4次産業革命の流れから取り残される恐れが発生
 - ※ 製造業のスマート化、プラットフォーム基盤の「オンデマンド経済(on-demand economy)」や産業の限界費用の減少は、製造業の先進国のリショアリング(re-shoring)を加速化する見通し
 - 知的財産集約度が高い第4次産業革命関連の新技術*においては、先進国の企業(グーグルやアップルなど)の知的財産権の先取りが進行中
- * 人工知能、クラウドコンピューティング、ビックデータ、3Dプリンティング、拡張現実など

◇「強くて柔軟な知的財産」は第4次産業革命における勝者の条件

- 世界経済フォーラムで、専門家らは「知的財産を強く保護する国から革新が生まれ富が創出される」と展望し
- これと関連して第4次産業革命時代において勝者になる4つの条件の一つとして「強く、柔軟な知的財産制度」を挙げた。

«第4次産業革命時代で勝者になる4つの条件(世界経済フォーラム、2016.1.)»

- ① 資本が労働を代替する環境に適応
- ② 国家間での技術や専門人材の不公平の激化を克服
- ③ 経済活動領域や公共インフラの急激な変化に適応
- ④ 強く、柔軟な知的財産制度

- 新技術の登場に伴って新しい課題*が急増することによって、従来の IP 制度の枠組みにとらわれない柔軟なアプローチが必要
*人工知能が生産する創作物や治療用 DNA に対する権利の付与など

- 新技術の市場進入のペースの増加によって、新技術に係る IP に対する迅速な権利化及び保護が重要

※(米国)ホワイトハウス主導で自国の IP 侵害に対応 (中国)IP 侵害に対する 3 倍賠償を導入

- このような課題に対応できる IP 制度を先に備える国が第 4 次産業革命で優位に立つ。

※(日本)人工知能創作物の保護方向を議論 (EU) デジタル環境下での著作権を現代化

◇新技術の出現はデジタルコンテンツの生産・流通にも大きな変化を誘発

- 拡張現実など新技術とコンテンツの結合は、大ヒット商品の登場を可能とする。
- また、スマート機器や SNS、様々なアプリケーションの活用は既存のコンテンツ(映画、ゲーム、音楽)のデジタル化を加速させる。
- これは良質のコンテンツの創出を促進し、コンテンツの生産者-消費者間の境界をなくし、誰でも便利に利用できる環境を構築
- 一方、オンライン上での著作物の違法アップロードや共有問題、海外サイトとモバイルアプリが結合された著作物不法流通などの副作用も発生

◇全世界は激しい IP 競争に突入

- 主要国は新技術の IP の獲得に向けた努力を強化中
 - 第 4 次産業革命関連の新技術分野の世界特許登録件数、5 年間約 13 倍増加
※(2010 年)421 件→(2012 年)2,646 件→(2015 年)5,107 件 (2015 年、欧州特許庁)
 - しかし、大半が米国や日本など先進国であり、韓国は立ち遅れている状況

※人工知能分野の累積特許出願件数(2016 年、特許庁)

(韓国) 約 1,400 件 / (日本) 約 2,400 件 / (米国) 約 4,800 件

- グローバル企業は、新技術の IP の確保及び利益の極大化に向けた多様な戦略を駆使
 - 特許分析技法などを活用して先にターゲット技術を設定した後、R&D(独自開発)と買収合併(外部技術導入)の長所・短所を吟味して技術を獲得
 - 最近、買収合併で IP と技術を短期間で確保して市場を先取りしたり、IP ライセンスで大きな収益を創出する事例が増加中
- ※(グーグル)モトローラなど 190 余りの企業を買収 (テンセント)買収合併を通じて 2015 年売上 1 位のゲーム企業に成長
- 企業間市場先取り競争は、国家間の保護貿易措置とあいまって IP 紛争に発展する様相
 - 伝統的な保護貿易の手段である反ダンピング提訴だけでなく、特許侵害を根拠にした輸出入禁止も強化される傾向にある。
※米国では、特許侵害を根拠にした輸入禁止決定が年平均 15%ずつ増加中
 - IP 集約度が高い IT 企業(アップル、グーグル、サムスンなど)の主導権競争の激化
※オラクル vs グーグル(2010 年)、アップル vs サムスン(2011 年)など、大型 IP 訴訟が 2016 年現在まで進行中
 - 最近では中国企業もグローバル IP 紛争の当事者として登場
 - ※サムスン vs 華為の特許紛争、ノキアは華為を相手に特許訴訟を提起(2016 年)
- ICT 技術の融合・複合が加速化している自動車分野へと IP 紛争が拡大

◇自国企業の保護強化及び生物資源を巡る国家間対立の内在

- 主要国政府はプロパテント政策を掲げ、新市場を巡る自国企業の IP 確保・保護に注力
 - 自国企業に対する IP 権利化の支援、権利侵害の防止、営業秘密の保護及び新たな創作物に対する権利保護などに向けて努力中
- 一方、生物・遺伝資源富国を中心に先進国のプロパテント政策に対抗して自国の生物・遺伝資源に対する権利主張を強化中
 - 「名古屋議定書」の発効(2014 年)で生物・遺伝資源の国家所有権を認めるなど、関連分野における新たな国際秩序が登場
 - 外国の生物・遺伝資源を利用して輸出する国・企業は、変化した体制に対応するための戦略や政策を策定する必要性に直面

◇(米国) 自国の技術保護に向けたプロパテント政策

- 「特許の品質を高める一方で、特許権の乱用は減らす」との基調を堅持
 - ①国際的整合性、②特許品質改善、③特許乱用の抑制の3つ観点で特許法(AIA)を全面改正(2011年)
- 「連邦営業秘密保護法(DTSA)」を制定・施行(2016.5.)するなど、営業秘密侵害についても連邦政府レベルで立法措置を推進
 - 従来、各州の裁判所がそれぞれ判断してきた営業秘密保護基準を一元化して保護水準も強化
- ホワイトハウス(知的財産執行調整官)では、国内外におけるIP侵害の被害(2015年250億ドル)を減らす取組を継続して推進
※「第3次IP執行合同戦略計画(2017~2019)」の策定(2016.12.12.)
- 次期政権は、オバマ政権より自国のIP保護を一層強化するとの見通しが優勢

◇(日本) 第4次産業革命に備えた迅速な対応

- 第4次産業革命による新技術の現れとデジタル・ネットワーク環境変化に迅速に適応するためのIP関連法律・制度の見直しを推進
 - これを通じて、人工知能など新技術分野で自国のIPの価値を最大化させ、関連産業の投資を増やすとの狙い
※知的財産推進計画(2016年):第4次産業革命に備え、人工知能の創作物の著作権保護策について議論
- 日本企業に有利なグローバル市場環境を整備するために、先進国との協力や新興国に対する知的財産権の環境構築支援などを継続して拡大
※日米間の特許共同審査の導入(2015年)及びアジア新興国の知的財産権の整備支援
- 世界最高レベルの特許審査品質の実現、IP紛争処理システムの機能強化(特許侵害の損害賠償額の現実化など)、著作権・コンテンツ戦略の整備など

◇(中国) 知的財産権制度の先進化に対する国家的意志表明

- 知的財産権の侵害行為に対する「3倍賠償制度」の導入や知的財産権専門裁判所の設立など、知的財産権の保護体制を先進国並みに発展させるために努力
 - これを後押しするための関連法改正も推進
※商標法改正(2014年)、特許法4回目の改正(2016年)、著作権法改正推進中
- 「7%台の安定的な成長を達成する」という新常態(New Normal)対応戦略の一環として、科学技術の革新とともに知的財産権の質的水準の向上を推進
 - 高品質の特許創出、有名ブランドの育成をはじめ、知的財産権の保護と市場の活用の強化、審査処理期間の短縮に向けた戦略を模索
 - 科学技術革新大会(2016.5.)では、科学技術の革新を促進するための知的財産権の整備を強調
 - スタートアップの革新と成長に向けたIPサービスの改善、IP活用能力の強化、IP情報活用能力の支援などの政策を発表(2014.10.)

◇(EU) 欧州全域における知的財産権統合体制の加速化

- 欧州全域をカバーする単一の知的財産権市場の形成と厳格なIP保護を通じてEU知的財産権の安定性と効率化の向上を推進
 - 欧州単一特許(UP:Unitary Patent)や統合特許裁判所(UPC:Unified Patent Court)のような知的財産権の行政・司法体制の統合を推進
- 特に、欧州執行委員会(EC)はオンライン上の模倣品の流通に対する効果的な取り締まり策を模索
 - 欧州知財権侵害監視機構は、侵害物品の押収や権利者への通知、模倣による被害の調査*を実施
*化粧品、衣類・おもちゃ・スポーツ用品などの分野で模倣品によるEUの損失額は329億ユーロに達すると推定(2015年)

◇政府の取組:IP コントロールタワーの構築、基本計画及び各種対策の施行

- 各省庁でそれぞれ推進してきた IP 政策を総括して企画・調整する体制を構築
 - 知的財産政策の方向と役割を盛り込んだ「知的財産基本法」を制定(2011. 5.)
 - 全政府機関のコントロールタワーとして「国家知識財産委員会」(大統領所属)が発足(2011. 7.)
 - 事務局の役割を行うために「知財戦略企画団」を設置
- これを基盤に国の IP 政策における「Plan-Do-See」システムが定着
 - (Plan) 「第1次国家知的財産基本計画(2012~2016)」を策定(2011. 11.)
 - (Do) 年度別「国家知的財産施行計画」をまとめ、各省庁の役割を具体化
 - 「知的財産財源配分方向」を策定して計画の実行力を確保
 - (See) 推進実績を毎年点検・評価し、改善が必要な事項を政策に反映
- 国家 IP の創出・保護・活用全般における各種懸案の解決に向けた多様な政府対策を立てて(約 70 件)推進
 - グローバル市場を勝ち抜くのに欠かせない標準特許の戦略的な確保策を策定(2013. 11.)して実績を継続して点検
 - IP を価値評価と金融を通じて事業化させ、市場における付加価値の創出につなげるための対策を策定・推進
 - ※「IP・技術の価値評価体制構築策(2014. 4.)」及び「IP・技術の取引活性化策(2015. 4.)」など
 - 特許訴訟の管轄集中*(2016. 1.)によって訴訟の専門性を向上させ、技術流出から中小企業を保護するために国家総合対策を策定(2016. 4.)
 - *1 審訴訟は高裁所在地にある 5 つの地裁で、2 審訴訟は特許法院で専属管轄するように改善
 - 海外進出した中小企業の IP 戦略を支援する特別専門委員会が発足(2016. 7.)
 - 知的財産政策イシューアークショップ及び知的財産ネットワーク(KIPnet)などを通じて現場で必要とする課題を発掘して政府政策に反映

◇IP の創出:量的には世界的水準、質的にはレベルアップ必要

- IP5 国家*(2007 年～)にふさわしく、特許出願数は 5 年連続で世界 4 位
※国内特許出願:(2011 年)178,924 件→(2015 年)213,694 件
* IP5:全世界特許出願の 80%以上を占める米・日本・EU・韓・中の 5 カ国で、審査協力や特許制度の調和などに向けて定期的に長官級会談及び分野別の実務会議を開催
- 優秀特許*の割合は 13%(2016 年)に過ぎず、特許の質は先進国(米国連邦 R&D の優秀特許の割合:22.5%)を下回る
*OECD で技術的・経済的価値を総合的に測定して算出した特許品質指標(PQI:Patent Quality Index)9 等級のうち 3 等級
- 標準特許のシェアは世界 5 位に躍躍(米国、フィンランド、日本、フランス、韓国の順)
- 政府の標準特許支援政策(2013 年～)に支えられ、ここ 2～3 年間標準特許数が急増し、2015 年には目標値(シェア 5%)を超過達成
※標準特許のシェア(累積件数):(2011 年)3.5%(300 件)→(2013 年)4.1%(394 件)→(2015 年)6.4%(824 件)
- 基盤特許は相対的に不足しており、IP の貿易規模の増加にもかかわらず外国へのロイヤリティ支払い額と IP 貿易収支の赤字が継続
※IP の貿易収支:(2011 年)△33.8 億ドル→(2013 年)△53.4 億ドル→(2015 年)△40.0 億ドル
- 政府 R&D 事業に IP 戦略を適用し始めてから(2012 年～)特許の活用率が向上
※公的研究機関の特許活用率:(2011 年)29.4%→(2015 年)32.9%
- しかし、活用された特許が技術料の収入につながる成果はまだ不十分
※研究費に対する技術料収入の比率/:(2011 年)1.32%→(2014 年)1.35%

◇IP の保護:保護レベルは全般的に向上、国内外 IP 紛争の激化

- 韓国の IP 保護レベルに対する国際的評価改善
※各国の知的財産権の保護順位(IMD):(2011 年)31 位→(2015 年)27 位
- 著作権侵害、SW の違法コピーなどが減少する傾向
※オンライン・オフラインの著作権侵害率:(2011 年)18.8%→(2015 年)13.5%
※国内 SW の違法コピー率:(2011 年)40%→(2015 年)35%

- 反面、中小企業に対する技術奪取や営業秘密保護、デジタル環境における著作権の保護、公正な利用の保障などは、解決しなければならない課題
- 海外における韓国企業の IP(特許、商標、コンテンツなど)保護体制の強化
 - 海外 IP-Desk や著作権センターを中心とした IP 紛争の解決、模倣商標及び模倣品の摘発、著作権侵害への対応、韓流ドラマの流通などの支援を本格化
※海外 IP-Desk の設置: (2011 年) 7 力所 (3 力国) → (2015 年) 11 力所 (6 力国)
 - 特に、韓国中小企業に国際 IP 紛争対応のための法律支援やコスト削減のための訴訟保険、IP 紛争情報 (IP NAVI 脱税)などを提供
 - しかし、外国企業との特許訴訟、海外における模倣品の流通及び韓国ブランドの無断先取りなどが増加
※企業の国際特許紛争件数: (2009 年) 154 件 → (2015 年) 342 件
※海外における韓国企業の IP の侵害申告件数: (2011 年) 116 件 → (2015 年) 269 件

◇IP の活用: IP 取引・金融システムが整備されたものの、まだ民間市場は未成熟

- ここ数年間、IP 価値評価体制が整備され IP 金融が急成長
 - 優秀発明の事業化を支援するために、発明振興法によって指定された IP 価値評価機関を追加指定
※IP 価値評価機関: (2011 年) 9 力所 → (2015 年) 12 力所
 - IP 取引活性化施策によって銀行などの IP 価値評価に基づく保証、融資、投資が拡大
※IP 金融の投資・融資実績: (2011 年) 350 億ウォン → (2015 年) 2,000 億ウォン
 - また、政府から出資金を出して IP ファンド (37 の組合せ) を作って 480 社余りの企業に投資するなど政策的成果も可視化
※IP ファンド: (2011 年) 470 億ウォン → (2015 年) 約 7 千億ウォン
- IP 取引量も着実に増加中
※IP 取引の実績: (2011 年) 163 件 → (2015 年) 315 件
- ただ、民間中心のオンライン上の IP の取引は、まだ活性化されていない。

- IP を強みとしてヒット商品を発売する中小企業が増加中
 - IP の動向調査、ヒット商品の開発に向けた特許・ブランド・デザイン戦略など支援※支援を受けた企業の平均売上 5.9%、輸出 12%、雇用 7.3%増加(2015 年)
- 韓流ブームに支えられ、韓国のコンテンツ及び SW の輸出も増加中
 - ※コンテンツ輸出額: (2010 年)3.4 兆ウォン→(2015 年)6 兆ウォン
 - ※ソフトウェア輸出額: (2010 年)1.4 兆ウォン→(2015 年)6.8 兆ウォン
- 主要国は自国のコンテンツの育成に向けて攻撃的に投資するとともに外国のコンテンツに対する規制を強化しており、海外における著作権に対する保護強化が急がれる。

◇IP の基盤: IP5 にふさわしい基盤整備・IP 生態系の土台強化が必要

- 世界的レベルの迅速な審査・審判サービスを実現
 - ※特許審査処理期間: (2011 年)16.8 カ月→(2015 年)10 カ月
 - ※特許審判処理期間: (2011 年)10 カ月→(2015 年)6.9 カ月
- 一方、特許無効率は先進国に比べ高く、改善が必要
 - ※特許無効率(無効審判認容率): (2011 年)53%→(2015 年)45%(日本 18%)
- IP サービス産業の市場規模が成長
 - ※知財サービス産業の市場規模: (2010 年)3,400 億ウォン→(2014 年)6,359 億ウォン
- しかし、まだ市場規模が先進国に比べ小さい(米国の 1/12)ため、専門人材の育成基盤作りや IP サービス業に対する投資の活性化が必要
- 「植物新品種保護法(2013 年~)」、「ゴールデンシード・プロジェクト(2013 年~)」など、多様な育成政策の結果、新品種の権利化や種子の輸出実績も着実に上昇
 - ※植物品種保護の出願件数: (2011 年)5,141 件→(2015 年)8,856 件
 - ※新品種種子の輸出額(2011 年)280 億ウォン→(2015 年)450 億ウォン
- 今後、世界種子市場(年間 50 兆ウォン)における韓国の市場シェアを高めるためには民間の育種能力の強化や事業化の支援が必要

ビジョン

「第4次産業革命を先導するIP国家競争の確保」

政策方向
及び
成果目標

◇量中心から質中心IP創出への転換

- ① 政府R&Dに占める優秀IPの比率:(2015年)10.8%→(2021年)20%
- ② 標準特許のシェア:(2015年)6.4%(5位)→(2021年)10%(4位)
- ③ 公的研究機関の特許活用率:(2015年)32.9%→(2021年)40%

◇民間中心のIP取引・金融・サービス産業の拡充

- ④ IPの投資・融資規模:(2015年)2千億ウォン→(2021年)1兆ウォン
- ⑤ IPサービス産業:(2015年)6.4千億ウォン→(2021年)8千億ウォン

◇IP及び営業秘密に対する保護強化

- ⑥ 國際IP保護順位:(2015年)27位→(2021年)20位
- ⑦ 著作権侵害率:(2015年)13.5%→(2021年)10%

◇IP価値尊重及び権利者に対する正当な補償実現

- ⑧ 職務発明の導入企業の割合:(2015年)55.6%→(2021年)70%
- ⑨ SWの違法コピー率:(2015年)35%→(2021年)20%台

◇IPの海外進出の拡大

- ⑩ 海外特許出願:(2015年)14,626件→(2021年)20,000件
- ⑪ コンテンツ輸出額:(2015年)58億ドル→(2021年)97億ドル

5年間投入

計4兆7百億ウォン

※上記の財政投資計画は、各省庁の中期財政計画上の予算に基づいたもので、今後年度別予算や国家財政運用計画などによって変わる可能性がある。

5 大戦略及び 20 の中核課題	
5 大戦略	20 の中核課題
<1> 高品質 IP の創出及び 事業化の活性化	1 知的財産戦略と R&D の連携による優秀 IP の創出促進
	2 新技術分野の R&D に標準特許戦略の適用強化
	3 公的研究機関の先導的 IP 経営の強化
	4 IP・技術の取引及び事業化の促進
	5 民間中心の IP 金融の高度化
<2> 中小企業の IP 競争力 強化及び保護強化	6 中小企業の IP 活動の支援強化
	7 中小企業のアイデア・技術の保護強化
	8 職務発明制度の活性化及び合理的な補償体制の構築
<3> グローバル市場での IP 活動の支援強化	9 海外進出企業の IP の隘路解消の支援
	10 IP の国際協力の強化及びグローバル地位の向上
	11 生物・遺伝資源に関する新国際規範への対応
<4> デジタル環境下での 著作権保護及び 公正利用の活性化	12 デジタルコンテンツの著作権保護体制の整備
	13 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化
	14 韓流コンテンツのグローバル進出の支援
	15 新技術トレンドに合うコンテンツを創出する生態系の構築
<5> IP 生態系の基盤強化	16 新技術・新産業の登場による IP 保護体制の整備
	17 特許権の信頼性・安定性の向上
	18 IP サービス業の活性化の支援
	19 IP 人的基盤の拡充及び地域の IP 能力の強化
	20 植物新品種の開発の活性化及び保護強化

戦略 1

高品質 IP の創出及び事業化の活性化

1

知的財産戦略と R&D の連携による優秀 IP の創出

環境及びイシューの診断

- 政府 R&D が着実に増加し(2016 年 19 兆ウォン)、そのうち応用・開発研究の割合が約 68%に達しており、その成果として創出された IP の質的水準の向上に向けた努力が必要
 - IP 戦略の不足で、優れた技術を開発しても弱い特許を獲得する場合が多数発生
※(例)A 大学教授が政府 R&D の支援で 10 年間開発した言語翻訳技術は、全世界の言語に適用可能であるが、特許請求範囲を「韓国語」に限定出願したため、活用価値が低下
 - R&D 課題の企画段階で特許動向調査を実施(2005 年～)しているものの、重複投資を点検することに留まり、技術を強い特許につなげるには限界がある。
 - また、R&D 課題において、IP 戦略の策定費用を充てる財源と大型 R&D 事業団の IP 戦略を総括する専門人材が不足
 - 米国は 1980 年代から市場の先取りを牽引する IP 目標を設定して R&D を推進しており、国内大手も IP 戦略に基づいた R&D を推進中
 - 最近、韓国政府も R&D に IP 戦略を適用し、活用度が高く、紛争の可能性は低い「強い特許」を創出する努力を開始

※政府 R&D の研究遂行の全段階に特許戦略を適用した事例 (KIST のアルツハイマー認知症診断システムなど) から優秀 IP 創出及び技術移転などの成果が表れた。

「現場の声及び事例」

- ◇ 「研究の初期から体系的な特許確保戦略を策定して研究開発を行い、事業化までつなげることが重要だ。」
 - ◇ 「研究開発の過程で技術動向を把握して中間評価の段階で技術開発目標を修正できるよう にする『ムービングターゲット制度』は研究開発の効率性を高める役割を果たすだろう。」

推進課題

- R&D(応用・開発)課題推進の全過程にIP戦略の適用を拡大
 - 企画段階での特許動向調査だけでなく、R&Dの全過程においてIP戦略との連携(IP-R&D)を強化
 - (企画) IPの確保可能性が高い研究開発のターゲットを発掘
 - (遂行) 概念特許出願、ムービングターゲット、基盤・標準特許群の発掘及び確保のためのIPポートフォリオの構築、最適権利化の設計などの戦略を適用
 - (活用) IP level-up、パッケージング及び事業化戦略の策定を支援
 - 基盤・中核技術の確保を目標とする、研究費年間10億ウォン以上のR&D課題の50%についてIP-R&D戦略を支援(~2021年)
- 大型R&D事業団に特許担当官(CPO:Chief Patent Officer)を導入
 - IP戦略企画、特許ポートフォリオの構築、研究者IP活動のコーチング、権利化の設計、事業化の連携など、IP活動の全般を総括する専門性ある人材を活用
 - 企業及び研究所の前・現職のIP責任者、IP専門性を備えた引退した科学者など、様々な専門家から選抜
 - ※研究団の状況によって民間IP専門サービス企業にCPOの役割を委託する方法を並行
 - 第4次産業革命の新技術分野の大型研究団(年間50億以上)から導入
- R&D課題におけるIP-R&D費用を安定的に確保
 - 特許情報調査・分析や基盤・中核特許の確保戦略の策定など、IP創出活動に必要な経費を直接費で計上できるように許容
- ※国家研究開発共同管理規定の改訂(2017年上半期)
- R&D(応用・開発)事業の企画時、IP戦略を強化して競争力のある技術分野を発掘
 - 国内及び主要国(グローバル企業)の特許占有の現状及びトレンド、特許の質的水準、紛争の動向、市場シェアなどを総合的に分析
 - 分析結果を予備妥当性調査の技術評価の際に大きく反映
- ※(現行)技術性評価の際、特許動向調査を通じて従来の事業との差別性分析だけを反映する程度

環境及びイシューの診断

- 各国及び各企業は、技術発展と産業の成長が急速に進む新技術分野の市場を先取りするため競って標準特許戦略を進推進中

※標準は、ドイツ、フランス、英国の GDP 成長率に約 25% 寄与 (2015 年、英國標準協会)

- (米国) 政府は、民間標準化の促進に向けた制度を設け、米国標準協会 (ANSI) の運営予算の一部を毎年支援
※グーグル・アマゾンなどは、人工知能分野の技術標準づくりに向けてパートナーシップを構築中
- (ヨーロッパ) EU レベルの研究開発と標準化連携戦略を策定し、欧洲自由貿易連合は欧洲電気通信標準協会 (ETSI) に運営予算を支援
- (日本) 市場中心の標準化を目指して、「2020 年までに中堅・中小企業の国際標準 100 件達成」に向けた支援を強化中

※中小企業の国際標準化に 15.9 億円、5G R&D 及び標準化に 413.5 億円を支援 (2016 年)

※文部科学省傘下の研究所、企業 (トヨタ・ソニーなど)、大学などは人工知能技術開発の協力を推進

- (中国) 2020 年までに国際標準の 50% 主導を目標に R&D-標準-特許の連携を推進

- 韓国の場合、標準特許件数*は増加しているが、第 4 次産業革命の新技術分野における基盤特許の獲得実績**は低迷

* 2015 年世界 3 大標準化機構の標準特許計 12,099 のうち 782 件 (約 6%、世界 5 位)

**米国、韓国、欧州、日本に出願されたビッグデータの特許数 (2015 年、ETRI) : 米国 1,030 件 (50%)、韓国 574 件 (28%)

《 現場の声及び事例 》

- ◇ 「未来成長エンジンの新市場の先取りや標準特許の創出のためには R&D 課題の標準化の推進が必要だ。」
- ◇ 「中小企業に R&D の初期段階から標準化や標準特許の可能性、R&D の方向設定などに関連して支援しなければならない。」

※標準特許: 国際標準で定められた技術の特許 (例: 携帯機器の充電インターフェース)

2-① 標準特許戦略が必要な分野に R&D-特許-標準連携の推進

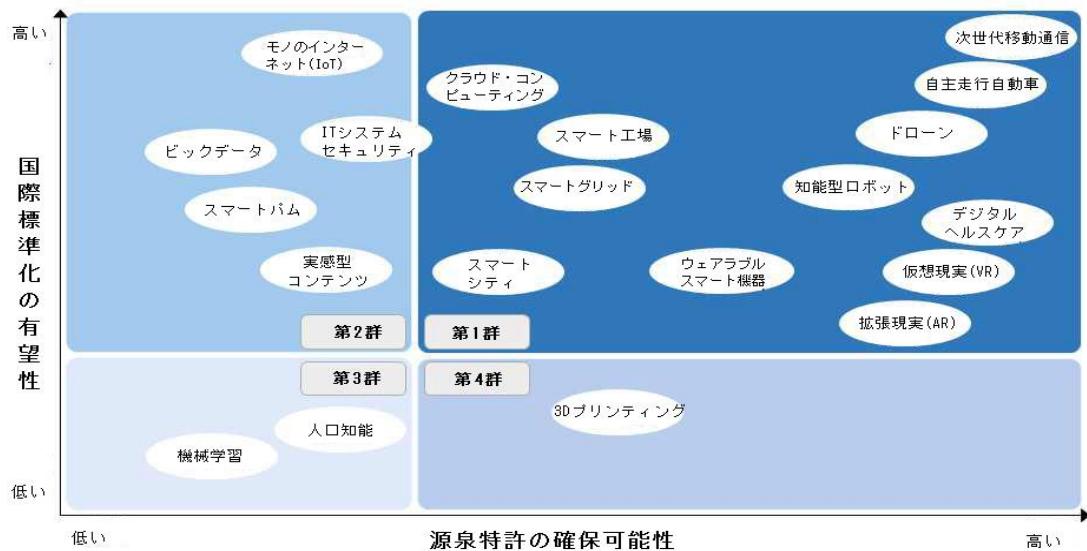
現況及び問題点

- 一部の ICT 分野の大型 R&D 事業(IoT、次世代移動通信など)企画時標準特許分析(標準特許戦略マップ)の結果を活用し、
 - 標準との連携性が高い R&D の推進段階における標準特許動向調査、標準化の制定支援、標準特許支援などを進めている
※支援の現況(2015 年):標準特許動向調査(政府 R&D 課題の 4.5%)、標準化の制定支援(26 件)、標準特許支援(61 件)
- しかし、支援方法の間で体系的な連携性がなく、第 4 次産業革命の新技術分野に対する支援が不十分

推進課題

- 第 4 次産業革命に関する新技術や国家戦略技術分野において「国際標準化の有望性」が高く、「基盤特許の確保可能性」が高い分野を選定

〈主要技術分野の国際標準化の有望性及び基盤特許の確保可能性の分析([例示])〉



- ・(国際標準化の有望性) 標準化の進捗度、標準化の連携性(技術互換の必要性、SW なのか HW なのか、製品利用者数)、先導企業の市場掌握力など
- ・(基盤特許の確保可能性) 当該分野における企業の IP シェア、営業秘密化の可能性、グローバル企業に比べた韓国の技術競争力など

- 分析結果を基に、国際標準化の有望性と基盤特許確保可能性を考慮して事業群ごとに差別化された戦略を支援

- (1 群) 標準制定が有望で、基盤特許の獲得可能性も高い。

-R&D の全過程で「R&D-特許-標準」の連携を通じて標準特許確保を集中支援
-当該分野の R&D 事業群を「標準特許連携 R&D 事業」に指定し、事業群ごとに「標準特許戦略マップ」を作成

〈R&D-特許-標準戦略の支援(例示)〉

課題企画	特許及び標準の動向分析を通じてターゲット技術を発掘
課題遂行	国際標準を考慮した IP ポートフォリオ・特許権利を設計
標準開発	韓国企業の特許を含む標準を開発
後続管理	国際標準化活動を支援、国際標準化の状況に応じた特許請求範囲の補正及び再設計を通じて最終の標準特許を完成

- (2 群) 標準制定の有望性は高いが、基盤特許の確保可能性は低い。

-標準化技術の開発及び標準の制定に対する支援を通じて R&D と標準を連携
-単一技術分野としては、特許の確保可能性が低い状況なので、他の技術分野との連携や
融・複合を通じて基盤特許の確保を推進

- (3 群) 標準制定の有望性と基盤特許の確保可能性ともに低い。

-今後、市場及び技術動向を注視しながら戦略を構築

※ 3 群は主にアルゴリズム中心の技術で、標準制定及び基盤特許の創出が活発ではなく、グローバル企業が戦略的に技術を営業秘密化する傾向がある。

- (4 群) 標準制定の有望性は低いが、基盤特許の確保可能性が高い。

-分野の特性上、標準化できる技術が多くないため、既に制定された標準の中から見過ごされた部分を見つけ出し、それに関するアイデアや商業化戦略を支援
-R&D の遂行過程において標準化よりは IP との連携を推進

2-② 国際標準特許の確保に向けた対外活動の強化

現況及び問題点

- 国際標準を制定する主導権はまだ米国・欧州などの先進国が掌握
- 標準化活動と特許権利化が円滑に連携できず、国内技術が国際標準に採択されても国外にロイヤルティーを支払う場合が発生
※(例) 地上波 DMB は韓国が主導して国際標準を確保したが、韓国の特許は一部しか含まれず、特許料のほとんど(82%)を欧州企業に支給

推進課題

- 国際標準化機構における主導権確保に向けた取り組みの強化
 - 国内の専門家らが国際標準化機構に議長団として活発に進出し、外国の特許戦略に適切に対応できるように標準制定の段階別に支援を強化
 - 新技術分野で影響力が高まっている事実標準化機構*で韓国企業の技術が標準に採択されるように民間フォーラムを支援
* 標準化公式機構ではないが、団体、企業又は個人がフォーラム又はコンソーシアムの形を構成して標準化活動や標準を制定(M2M、IEEE、W3C など)
- 国際標準制定過程における標準と特許間の連携強化
 - (特許→標準) 標準制定の議論に参加する専門家に国内外の特許情報を提供
 - (標準→特許) 国内企業・研究所を対象に標準化有望技術及び国際標準制定の動向に関する教育を実施
- アジア太平洋地域及び日中韓の協力強化
 - 日中韓 3 国間協力を通じて国際標準化に共同対応
※(例) 日中韓 IT 標準協力会議を活用して、国際機関の支持を得
 - 欧州標準化機構(CEN、CENELEC、ETSI)のように地域内国家間の相互利益を図る「アジア太平洋地域標準化機構*」を活性化
*APEC 内の貿易・投資委員会付属「標準適合小委員会(1994. 11. 設立、21カ国参加)」

環境及びイシューの診断

- 公的研究機関が使用する国内 R&D 資源(博士級人材の 80%、R&D 投資の 25%)の割には、活用価値の高い成果が不十分
 - 出損(研)の特許活用率*は約 35%に過ぎず、大学・その他の公的研究機関の場合もわずか 20%台に留まっている(2015 年知的財産実態調査)
*保有特許に占める自社活用、他機関移転、現物出資などの活用件数の割合
- 専門的な IP 支援体制を整えるためには、機関全体の努力と機関長の意志が重要
 - IP 経営に対する機関内部の支援が不十分であるため、特許出願件数は多いものの、技術移転・事業化など IP 活用の成果は先進国に比べて低迷
-出損(研)は 2015 年度に 4 兆 5,700 億ウォンの R&D 予算を執行したが、技術料の徴収額は、わずか 1,334 億ウォン(2014 年度は 800 億ウォン水準)
- 高品質 IP の創出に向けた IP 経営戦略、未活用特許の管理戦略及びこれらの戦略の構築を促すための機関評価の反映などの制度的装置が急がれる。
- IP 経営企画及び IP の創出・保護・活用など IP 経営全般を充実させるとともに、戦略的な IP 出願と管理を通じて IP の活用価値を高めなければならない状況

« 現場の声及び事例 »

- ◇ 「特許出願の事前審査に外部専門家を参加させることで、競争力のある技術を選別して権利化する努力を強化することが必要だ。」
- ◇ 「大学、政府出損研究機関の休眠特許を分析すれば、中小企業が活用できるものがたくさん見つかると思う。企業の話を聞いて適切な技術を探してくれる専門家の育成が重要だ。」

3-① 政府出損研究機関における IP 経営戦略の導入

現況及び問題点

- 政府出損研究機関（以下、出損(研)）が経営戦略を策定しているが、IP の創出及び活用に向けた戦略は不十分
 - TL0 の場合、IP に関しては行政的支援(特許出願手続きの支援)だけを遂行

推進課題

- 各出損(研)の特性に合う IP 経営戦略の強化
 - (IP ポートフォリオの策定) 機関の重点研究分野に合う基盤 IP のターゲットの提示や基盤 IP の確保に向けた IP-R&D 連携戦略、IP 権利化戦略(概念特許出願～海外出願を含む)、確保した IP の事業化戦略などを含む。
-現在、政府の R&D 課題を対象としている特許設計支援事業*について、その対象を公的研究機関にまで拡大するように推進
*優秀 R&D 成果に対する事前分析・選別後、戦略的権利化を支援(特許庁)
 - (担当組織の能力強化) TL0 の専門人材の確保、外部の IP 専門企業の活用、IP 技術取引人材に対する教育の強化及び関連支援経費の拡充
- IP 経営戦略を機関経営計画書及び機関評価に反映
 - 応用・開発段階の研究の比重が高く、保有特許が多い機関から試験的に実施した後、適用範囲を拡大
- IP 経営診断を基盤に IP 戦略コンサルティングを本格化
 - (方法) 国家科学技術研究会の主催で IP 経営診断プログラムを設け、外部の IP 専門家(専門企業)などを通じて実施
 - (内容) 各出損(研)の IP 経営戦略の履行状況をモニタリングし、保有している IP を分析し、IP 戦略コンサルティングを遂行

3-② 出願前審査及び未活用特許の管理の強化

現況及び問題点

- 公的研究機関の特許活用率が低迷した原因の一つとして、量的成果を挙げることに偏った特許出願が指摘されている。
※発明申告件数に占める特許出願件数の比率：約 81%（2015 年、韓国産業技術振興院）
- 長期未活用特許に対する維持費用は、限られた R&D 予算へ負担となる。

推進課題

- 特許出願前、専門家が発明申告技術について、技術力・特許性・市場性の観点から評価した後、各等級ごとに管理
 - (A 級)：権利化の設計（技術の実施範囲の拡張、権利侵害の可能性の検討、請求範囲の設計など）、特許出願、後続研究、事業化などを集中的に支援
 - (B 級)：防御的目的で特許保有
 - (C 級)：出願保留
- 公的研究機関の保有特許の質的レベルを診断し、等級化及び管理
 - 登録後 5 年以上（機関の特性を考慮）活用されていない特許を「技術的優秀性」と「活用可能性」の基準から分類
 - 診断の結果によって、等級別に差別化された管理を実施
 - 技術的優秀性と活用可能性ともに優秀な特許については、優先的に技術移転、事業化、強い権利化を支援
 - 技術的優秀性のみ高い場合は、特許を製品単位でパッケージ化して活用可能性を高め、活用可能性のみ高い特許は、後続 R&D を通じて特許の質を level-up して、技術的優秀性を向上
 - 技術的優秀性と活用可能性ともに低い特許については、権利放棄、無償技術共有などを通じて原則として特許保有を中断

※2017 年から一部の公的研究機関（KIST、韓国生産技術研究院など）を対象に施行した後、適用を拡大

環境及びイシューの診断

- 近年、技術間の融合が普遍化するにつれ、外国企業などは新製品開発のために必要な技術を積極的に導入

- 米国と欧州の企業は必要な技術の78%を外部から導入*

* 2012年に米国のバークレー大学とドイツのフランホーファー研究所の共同による調査の結果

- R&D 又は特許の重要度が高い尖端産業分野であるほど、外部からの技術導入の割合が高い。

※ 製造業の外部からの技術導入の割合：ハイテック91%、ミディアムテク83%、ロウテク40%の順

- その反面、国内企業などは技術導入よりも独自開発の割合が高い。

※国内企業の技術獲得の類型(2015年)：独自開発84.5%、共同開発11.7%、外部導入1.8%

- よって、国内の技術取引市場が先進国に比べ狭小

- 現在、ほとんどの技術取引機関が零細であり、国内のIP・技術取引活動の収益性が低いため、IP・技術取引の制約要因となっている。

- 政府はIP・技術取引活性化に向けて、公的技術取引機関以外に民間技術取引機関を別途に指定(101カ所)
 - 国内取引市場の規模が小さく専門人材の不足であるため、技術取引の実績が期待に及ばないのが実情

→ 現場の声及び事例

- ◇ 「韓国企業などが技術移転するに当たり、税制優遇は非常に重要だ。」
 - ◇ 「技術移転を受けても使用できない場合が多い。基礎技術である場合は、事業化に多くの資金と時間を再投資しなければならない。」

4-① IP・技術取引活動のインセンティブの強化

現況及び問題点

- IP・技術導入は、技術事業化の時間短縮及びリスク軽減の側面において、韓国企業の競争力強化に重要な要素
- しかし、現行の技術取得・移転などに対する課税特例は、その対象が中小企業のみと制限されており、中小企業と大企業との間で、正当な技術取引を奨励する効果が制限的
- また、IP・技術取引に対する仲介手数料の体系が不明確であり、公的研究成果の技術移転の寄与者に対する補償基準も不在*

* 現在の国家R&Dの規定上、知財権出願維持(5%)、発明者補償金(50%)、技術移転事業化経費((10%))を優先して控除した後、余った金額から各機関で「技術移転寄与者の補償金」を策定して支給

推進課題

- 中小企業などを対象にIP・技術取引の税制優遇を拡大
 - 技術取得費用に対する税額控除率の上向調整を推進(現行:中小企業10%)、中堅・大企業5%)
 - 中小企業の技術取得に対する税額控除率を漸進的に拡大
 - 大企業と中小企業間の公正な技術取引文化の定着に向けて、大企業は中小企業の技術を取得する場合に限って、税額控除率を上向調整
 - 大企業が中小・中堅企業に技術移転する場合、所得税の減免を適用
 - 技術貸与に対する所得税減免の対象を中堅企業にまで拡大(現行:中小企業25%)
- IP・技術取引活動に対する正当な補償体制の定着
 - 技術取引仲介者の適切な収益を保障する、最低手数料などを含んだ技術取引手数料のガイドラインを普及し、仲介手数料の体系を改善
 - 公的研究機関の技術移転の寄与者に対する合理的な補償が行われるよう、補償金支給の基準を改善

4-② IP・技術取引・移転及び事業化に対する後続支援の拡充

現況及び問題点

- 公的研究機関が保有するIPの技術成熟度が低いか、又は過度に狭すぎる権利範囲で形成されている場合、活用可能なIPであるにも関わらず、技術移転の需要が不足
- 中小企業において公的研究機関のIP・技術の移転を受けても、専門人材と資金などが不足し、事業化に失敗するケースが多数発生
 - ※ 公的研究機関の技術移転契約件数(10,955件)に占める事業化の成功件数(1,359件)は12.4%に過ぎない(2015年、技術移転・事業化の実態調査)。

推進課題

- 未活用IPの活用度を高めるために後続開発の支援を拡大
 - 活用可能性・市場性は高いが、技術の成熟度が低い公的研究機関のIPは、関連省庁の事業*と結び付けて追加開発を支援することで、企業の需要を充足
 - * (例) 技術アップグレードR&D事業(未来創造科学部)、R&D再発見事業及びR&BD後続研究事業(産業通商資源部)など
 - 個別製品化などが難しい公的研究機関のIPは、企業が望むIPポートフォリオで再構成*し、技術移転まで統合支援
 - * (例) 特許ゾーンで発掘された、企業需要に合わせて公的研究機関の保有特許をパッケージ化
- IPの取引・移転後、技術の事業化に向けた中小企業支援体制を強化
 - 公的研究機関のIPの移転を受けた後、技術の事業化を支援するために、中小企業に対し公的研究機関の研究人材の派遣*を活性化
 - * 関連のIP・技術開発研究員を移転企業に派遣し、技術コンサルティング、技術パッケージング、技術評価・取引などの技術事業化活動を専門的に支援するようにした(産業通商資源部)。
 - 公的研究機関がIP・技術の移転を受けた企業に対し、事業化の資金を支援する特許技術事業化ファンドを拡大(2016年500億ウォン→2021年1,000億ウォン(目標))し、公的技術の事業化ファンドを構築(1,000億ウォン(目標))
 - 中小企業が移転を受けた公的研究機関のIPについて、創業、投資・融資、事業化コンサルティングなどのIP事業化政策と結び付けて支援

5

民間中心の IP 金融の高度化

環境及びイシューの診断

- 技術金融市場の持続的な成長とともに、IP金融も急成長中
 - * 技術金融の融資規模：(2014年)9兆ウォン→(2016年)50兆ウォン→(2019年)100兆ウォン(見通し)
 - 2013年以降、IP価値評価に基づいた中小企業への投資・融資支援*が本格化
 - * 過去3年間(2013年～2015年)、中小企業は総額で4,426億ウォンの資金(保証・担保融資・投資)を調達
 - 政策資金を根幹に、民間資本の投資を誘導して多様なIP投資ファンド*を助成
 - * マザーファンドの特許アカウント1,600億ウォンを通じて、総額1兆453億ウォン規模の40個のファンドを結成(2016年10月の累計)
 - しかし、金融機関のIP金融は、未だ保証・融資中心*に傾いており、技術金融の信用評価においてIPの価値が十分に反映されない**限界が存在
 - * IP連携資金支援のうち、保証+IP担保融資の割合は79%、投資連携の割合は21%に過ぎない。
 - ** 技術信用評価(TCB、Tech Credit Bureau)の33項目のうち、知的財産権項目は1項目で量的指標に該当し、IPの価値を反映するには力不足
 - 量的評価中心の銀行圏技術金融評価を改善するなど、技術金融の質的向上が必要
 - 優秀IPに対する民間投資を促すことができる投資システムの不備で、IPを基盤とする企業の資金調達に苦労

「現場の声及び事例」

- ◇ 「施行初期であるにも関わらず、技術金融が相当な部分において安着しているという評価、これからは銀行が技術金融をうまく運営できるかどうかの質的な評価が必要な時点だ。」
 - ◇ 「IP 金融の成功に向けて、担保 IP の回収構造が定着されるべきである。」

5-① IP金融を通じた優秀IP企業への支援強化

現況及び問題点

- 市中銀行のIP金融は、ほとんどがIP保証・担保融資の中心である反面、中小企業は事業化の資金供給拡大のためのIP投資を選好*
*中小企業は「特許技術事業化に向けて投資・融資拡大」が最優先支援課題であると答えた(2015年、中小企業中央会)。
- 従来の技術金融システムには、IP価値評価の結果が反映されないため、優秀なIPを有する企業の金融アクセシビリティのが高くない。

推進課題

- 優秀IP企業に対する投資中心の金融支援を拡大
 - IP価値評価と結び付けて投資・融資支援を拡大し(2016年3,000億ウォン規模→2021年1兆ウォン規模(目標))、投資中心の支援を強化
 - IP融資-投資と結びつけた複合金融開発・拡大を通じて、IP保証・担保融資を受けた企業のうち、今後、成長可能性が高い企業に追加で投資支援
 - 銀行が助成したNPEファンド*及び政府マザーファンドの特許勘定を通じて投資財源を拡充
* 保有した特許を製品生産に活用せず、特許ライセンシングなどにIPを活用した収益創出を求めるファンド(例: KDB産業-企業銀行の「KDBインフラIPキャピタルファンド」)
- IP価値評価と技術信用評価間の連携を強化
 - 金融機関対象の技術金融の実績評価時に、発明振興法上のIP価値評価機関(2016年基準、韓国発明振興会などの13機関)の評価書を基にした金融実績もTCB(技術信用評価機関、2016年基準の技術保証基金など4機関)評価書と一緒に技術金融の実績として認定
※(現行)企業構造調整促進法上の技術評価機関とTCBの評価書に基づく実績のみ、技術金融の実績として認定
 - TCB信用評価にIP価値評価の結果を反映及び拡大
 - TCBのIP保有企業の評価時に、従来のIP分析評価システムを活用
 - 中長期的に、TCB評価システム内に技術分野別のIP評価の模型を開発

5-② 民間中心のIP金融に向けたインフラ構築

現況及び問題点

□ 市中銀行の技術金融規模に比べ、IP金融規模*はそれほど大きくない。

* IP価値評価に結び付けた投資・融資規模：(2013年)760億ウォン→(2015年)2,000億ウォン

- IPを担保とする金融商品の場合は、担保IPを利用した融資金の回収が困難な点などが、民間IP金融拡大を防ぐ要因となっている。

□ IP金融市场の拡大により、融資や投資など用途別のIP評価に対する需要が増加することにつれ、民間IP価値評価機関の拡大が必要

※2016年基準、韓国発明振興会、技術保証基金など10の公的機関と特許法人など3つの民間機関を指定して運営中

推進課題

□ 市中銀行のIP金融拡大に向けた誘因体制の改善及び成果を点検

- 金融機関対象の技術金融の実績評価時に、一般技術金融実績よりもIP価値評価基盤の投資・融資実績に高い加重値を付与

※（例）IP価値評価連携の担保融資に対し、技術金融の融資金額の120%を認定

- 金融機関が保有する融資の返済が困難な企業のIP担保を買い入れる回収支援ファンドを拡大し、IP企業に対する投資・融資リスクを緩和

- IP金融の民間への拡大成果と補完すべき点を周期的に点検して補完策を設定

□ IP価値評価を市中銀行・民間機関などに拡大

- IP価値評価機関を民間中心(TCB、特許法人、IPサービス企業など)に拡大

- IP金融人材を体系的に養成するため、NCS(国家職務能力標準)基盤のIP価値評価の教育モジュールを大学などに普及し、専門資格制度(例：IP金融士)の導入を検討

- TDB(Tech Data Base、技術評価情報)の品質向上及び民間利用を拡大

※ TDB情報の利用対象を金融機関から民間研究所、技術評価機関などに拡大

戦略2 中小企業のIP競争力の向上及び保護強化

6 中小企業の IP 活動支援の強化

環境及びイシューの診断

- IPを保有しているか否かは、スタート業の存亡が左右する核心要因*であり、基盤特許を確保するためにはIP戦略に基盤を置いたR&Dが必要

* 特許保有創業は、未保有創業に比べ3年内の成功率が2倍以上高く、ベンチャーキャピタル投資後10年内の成功率も20%高い(2014年、ParisTech)。

- 特に、IP-R&D支援を受けた中小企業の場合は、支援前より優秀特許の割合が約3倍近く増加

※ IP-R&D戦略支援時の優秀特許の割合は2.9倍、海外特許出願(米国、日本など)は5.2倍増加(2015年、特許庁)。

- しかし、ほとんどの中小企業は、R&Dの時に独自でIP戦略を策定する能力がなく、資金・人材不足などにより、IP基盤のイノベーションが難しい。

- 国内外IP紛争の増加は、韓国経済において潜在的な危険要因

- 訴訟などの直接的な紛争費用の他にも、事前に、紛争に備えるための国内外の特許出願、特許戦略の策定などで、中小企業の費用負担を過重

※ 知的財産活動に伴う費用(2015年)：(中堅企業)1億ウォン、(中小企業)4.2千万ウォン

- 企業のIPリスク管理のための民間中心の自救策を設定する必要がある。

「現場の声及び事例」

- ◇ 「資本力が不足な中小企業には、特許出願に対する費用も企業経営に大きな負担。出願費用の支援、税制優遇などの支援を積極的に考慮すべきだ。」
 - ◇ 「中小企業の特許紛争費用の負担緩和のために政策的な支援が必要。特に、特許控除制度の導入及び関連費用の前渡しのための政府予算の公的資金が必要だ。」

6-① 中小企業に対するIP-R&D支援の拡大

現況及び問題点

- 公的研究機関において中小企業を対象に技術支援を行っているが、中小企業の要求事項が十分に反映されない場合が発生
- 技術競争力のある中小企業の場合にも、R&D、特許、標準化能力を備えるための専門性と費用の確保に苦労

推進課題

- 中小企業で必要とする特許技術の需要を受け、公的研究機関において開発し、IPを確保してからその結果を移転
 - 生産技術研究院などの商用化技術開発を主な任務としている一部の公的研究機関において、試験的に実施した後、実施機関を拡大
 - 標準特許の創出能力が優秀な公的研究機関と中小企業間のマッチングを推進
 - 2020年まで「標準特許の強小企業」として企業20社を育成
 - 技術競争力のある中小企業に対し、標準特許の創出を支援
 - 中小企業のR&D企画及び遂行 → 標準化及び標準特許の創出 → 後続管理(製品開発、市場発売など)までワンストップで支援
 - 中小企業に対するIP-R&D支援は、第4次産業革命の核心技術分野(人工機能、ビックデータ、3Dプリンティング、拡張現実など)を中心に推進
- ※ 2015年に尖端素材・部品分野の117の中小企業に対し、IP-R&D戦略を支援
- IP-R&Dの民間拡大のためにIP-R&Dの成功事例のデータベースを構築
 - 中小企業が独自のIP-R&D活動に使用できるよう、従来のIP-R&D支援事例などをDB化して普及

6-② 中小企業のIP経営支援の強化

現況及び問題点

- 資金と人材が不足しているスタート業は、アイデアと技術だけでは市場への安定的な参入が難しい状況
- ほとんどの中小企業は、IP-R&D後にもこれを事業化する能力が不足しているが、これに対する後続支援は十分でない。

推進課題

- 「特許パウチャー制度」の導入
 - スタート業などの中小企業が、出願登録及び訴訟支援などが必要なサービスを選択して受けられるよう、需要者中心の支援を強化
 - * 国内外のIP権利化、特許マップの構築、IP-R&D、技術価値の評価及びIP訴訟の費用などの支援
- デスバレー(death valley)の克服及び生存可能性の増大のため、成長段階別のIP戦略支援を強化
 - (創業初期)特許分析により保有アイテムの有望性などを検証し、オープン&ブラックボックス化*などのIP開発戦略を通じて高品質の特許ポートフォリオを構築
 - * 知的財産権化にする技術と非公開にする技術を選別
 - (成長期)保有特許の診断、市場オーダーメイド型製品(デザインブランド)の設計、海外IP確保などの支援
- 後続R&D及び事業化連携を支援
 - IP-R&Dの支援後にも持続的にIPポートフォリオの構築を支援し、後続R&Dまで結び付けて支援を拡大
 - 優秀な成果物に対し、事業化、金融支援まで政府支援事業と結び付けて推進

6-③ 中小企業の特許控除制度の導入及び訴訟保険の活性化

現況及び問題点

- 企業の安定的な成長のためには、着実なIP活動が要求されているが、これに伴う費用は、中小企業にとっては大きな負担として作用
- 政府支援に頼らず、中小企業自ら安定的なIP経営の土台を確立できるような環境の不備

推進課題

- 中小企業対象に「先支援後返済(長期間分割償還)」方式の「特許控除制度」を導入
 - 政府支援事業の時間的・財政的な限界を補完し、訴訟保険で支援を受けられない部分まで中小企業が自ら備えられるよう運用
 - 訴訟保険商品の多様化及び保険料の支援を拡大
 - 企業別に、状況によって保険を選択(保障地域、保障限度など)ができるよう、保険商品の多様化を推進
 - 北米地域、中国などの主要国へ進出する中小企業のための保険商品に対し、保障内容の強化及び保険料の支援を拡大*
 - * 中小企業に対しては、一定期間の間は保険料の一部を支援
 - 自治体などとの事業マッチングや共同の需要調査などを通じ、地元の中小企業を対象に訴訟保険の支援を拡大
 - 保険会社同士の競争体制を導入し、保険料の引き下げ及び運営効率化を推進
- ※ 訴訟保険は、中小企業に対する政府支援事業(自己負担金+政府支援)で「権利行使」(訴訟提起)及び「被訴対応」に伴う法律費用を保障

環境及びイシューの診断

- 国家GDPの50%、雇用の90%を受け持つ、中小・ベンチャー企業の技術流出被害は、国家経済に悪影響を及ぼす主な要因
 - 経済のグローバル化によって韓国企業の海外進出が増加している中、貿易国に比べ競争優位にある中小企業のIPを強力に保護する必要がある。
 - * 韓国は日本を除外したアジア諸国に対し、知財権貿易収支が30億ドル黒字
 - ** 中小・中堅企業の知財権貿易黒字の持続が増加(2010年0.9億ドル→2015年10億ドル) (2015年、韓国銀行)
- 下請取引やM&A、事業提案などの過程において中小企業の技術が奪取*され、最近、被害規模が増加し、社会的な問題として浮上**
 - * 大企業から技術資料の提供を求められた企業 : 5.3% (2014年、中小企業庁)
 - ** 技術流出1件当たりの被害規模 : (2009年)10.2億ウォン→(2014年)24.9億ウォン (2014年、中小企業庁)
- また、特定分野の小規模の核心技術に依存する中小企業の特性上、技術の流出事件が長期化となる場合は、企業の存廃と直結する可能性がある。
 - 検察、警察及び裁判所の捜査・基礎、裁判処理を迅速に行うために、専門人材の補強及び制度改善が必要

« 現場の声及び事例 »

- ◇ 「大企業が創業4年目の中小企業の製品をコピーして1/3の価格で販売し、中小企業の売上高の減少をもたらし、名声に大きな打撃を与えた。」
- ◇ 「技術流出後、訴訟の判決まで通常2~3年所要され、ほとんどの零細な中小企業は訴訟終了まで投入される膨大な費用を支払うことができない。」

7-① 未登録のアイデア・デザイン及び営業秘密保護の強化

現況及び問題点

- 技術・ビジネスの周期が徐々に短縮される市場環境において、IPの権利化だけでは侵害行為への効果的な対応が困難
 - 大企業などによる中小企業のアイデア・技術の奪取が社会的な問題として浮上しており、商品・サービスなどをコピーした商品が出現
- 営業秘密流出などに対する処罰のレベルが低いため、犯罪抑制の効果が少なく、不正競争行為に対する迅速な救済手段が不十分

推進課題

- 「不正競争行為」の定義を改正し、「相当な投資又は努力で築き上げた成果」として認められれば、幅広く民事的に保護を受けられるように処置
 - 多様な取引関係において発生する「アイデアの奪取行為」及び「トレードドレス*侵害行為」を不正競争行為に含める(不正競争防止法改正)。
- * 色彩、大きさ、模様などの商品やサービスの固有イメージを表わす複合的な無形要素
- 営業秘密の侵害、不正競争行為に対する処罰及び行政処置を強化
 - 悪意的な営業秘密侵害に対する懲罰的な損害賠償制度を導入
 - 営業秘密侵害に対する処罰のレベル(罰金額、量刑基準を含む)を強化
 - 現行のは是正勧告、刑事処罰の体系に「課徴金賦課」を追加し、迅速な被害者救済及び違反行為の軽重に伴う適正制裁を推進

※ (中国)「周知商標(有名商標)の混同行為」などに対し、課徴金を賦課(2016年、商標法改正)

7-② 下請取引などにおいて不当な技術侵害の根絶

現況及び問題点

- 下請取引の特性上、技術流用関連の申告が多くないのが実情
 - ※ 取引関係の断絶などの仕返しを憂慮し、ほとんどが申告をためらうか、申告を取下げる。
- 下請取引時における不当な技術資料の要求や技術流用行為について現場調査を実施しているが、技術流用か否かに対する判断に長時間が所要*
 - * 技術流用か否かを正確に判断するためには、特許侵害分析に準ずる高度の技術的な法的専門性が必要

推進課題

- 大・中小企業間における望ましい取引文化を醸成
 - 被害事例、対処方法及び救済手続きなどを盛り込んだ技術流用事例集を発行して広報を強化し、不合理な取引文化を改善
 - 中小企業中央会、商工会議所などと協力して下請法の教育を実施
- 中小企業が安心して申告できるよう、大企業の仕返し行為に対する実効性のあるペナルティー*を設定
 - * 政府R&D事業への参加制限、各種支援金及び交付金の制限などを検討
- 不当な技術資料の要求及び技術流用に対する監視・調査を強化
 - 「技術資料提供の要求及び流用行為が発生したか否か」を持続的に監視し、法律違反行為が発見されれば企業に対し職権調査を実施
 - 技術流用に対する調査時に、技術資料に対する専門的な判断が必要な場合、関連機関(公正取引委員会、特許庁など)との協力を通じて集中的に調査を実施

7-③ 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体制の整備

現況及び問題点

- 技術流出事件に対する迅速な司法処理を行うために、検・警察内の専門人材及び捜査体制の補強の必要性を提起
- 訴訟提起前に、迅速な権利救済のために仮処分制度を活用しているが、特許など技術関連事件の場合は、他分野に比べ長時間が所要
 - 一般的IP訴訟に比べ時間・費用の面において効率的な紛争調停制度を活性化にし、紛争による社会的な費用浪費を防止する必要がある。

推進課題

- 営業秘密、特許侵害など技術関連事件の発生時に、迅速かつ専門的な対応を行うために、検・警察の技術専門人材を拡充して専担捜査体制を構築
- 中小企業事件に対する判決・審決の迅速性を実現
 - 特許侵害訴訟時に、当事者のうちどちらか一方が中小・ベンチャー企業である場合、迅速な裁判を行うために「集中審理制度」を導入
 - 技術的争点の検討に長時間が所要される問題を解決するために、関連仮処分事件に技術専門人材を支援
 - 特許無効審判時に、中小企業が一方の当事者である場合は、優先的に処理
- 裁判外紛争解決手続(ADR, Alternative Dispute Resolution) の利用の活性化
 - 中小企業の紛争調停制度の利用を奨励するために、裁判所、検・警察などの関連機関との連携及び国民に対する広報を強化
 - 厳格な調停委員の選定手続きの策定を通じ、調停の専門性を向上

環境及びイシューの診断

- 産業が高度化されるにつれ、ほとんどの優秀な技術や発明は企業体、研究所、大学などによって開発

※ 過去5年間(2010年～2014年)、国内特許出願のうち、80%以上の出願が職務発明に該当

- しかし、従業員(発明者)に対する不十分な補償によって紛争が生じ、核心人材及び技術の流出につながる事例が発生*

* 技術流出の経路：前・現職の役職員(80%)、技術流出の動機：金銭及び個人営利(78%)

- 企業の職務発明補償制度の導入を高める必要がある。

- 韓国企業(特に中小企業)の職務発明補償制度の導入率は過去に比べ改善されたが、持続的に導入を拡大する必要がある。

- 2名以上が参加した共同発明である場合、発明寄与度に対する合理的な判断基準が不十分であることから、「補償金の分配」に対する紛争が発生

※ 過去5年間(2010年～2014年)、国内職務発明関連の判例のうち、補償金の分配(30%)が最も多い割合を占めた(2015年、特許庁)。

- 一方、現行制度は職務発明承継のための手続きが複雑で、企業の行政負担が過度であることから、二重譲渡などの被害が憂慮される。

――――――――――《 現場の声及び事例 》――――――――――

- ◇ 「特許経営の最も大きなモチベーションは、社内の職務発明制度だ。これを通じて中核特許を確保し、技術研究陣の研究環境に対する持続的な投資により、競争企業より先に技術開発を行うことができた。」

8-① 職務発明範囲の拡大及び正当な補償文化の定着

現況及び問題点

- 現在、特許、実用新案、デザインのみ職務発明の対象に限定されており、類似した性質の他の知的財産に対する補償規定が不十分
- これまで職務発明制度の基盤が整備されてきたものの、企業の職務発明補償制度の拡大を誘導するための教育・広報及びインセンティブの実効性は不足*

* 職務発明補償制度の未導入の理由：①必要性は認識しているが、導入の方法を知らない(24.8%)、
②職務発明補償金の支給が負担である(14.4%)。(2015年、特許庁)

推進課題

- 職務発明補償の優秀企業に対するインセンティブの強化
- 職務発明補償の優秀企業が政府発注の事業に参加する時に、加算点を付与する事業の範囲を拡大し、税制・金融優遇の付与及びインセンティブの強化策を設定
※ 優秀企業認証時に現行のインセンティブ(2015年7月)：特許登録料の減免、優先審査、一部の政府支援事業(特許庁のIP-R&D連携戦略の支援事業など)参加時に、加算点を付与
- 職務発明対象の知的財産の範囲を拡大
 - 法律要件と効果が発明と類似しているが、まだ補償規定がない半導体配置設計と植物新品種まで職務発明の対象に含める。
- 産業分野別・企業規模別のオーダーメイド型ガイドラインを作成・普及し、教育を拡大
 - 職務発明補償金の算定、支給手続き及び紛争解決の手続きなどに対し、研究・産業現場に合わせて案内できる補償ガイドラインを普及
 - 中小・ベンチャー企業を対象に、訪問教育などコンサルティング事業を拡大し、正当な職務発明補償文化の認識向上及び制度導入を支援

8-② 職務発明に対する権利関係及び利益配分体制の合理化

現況及び問題点

- 職務発明と関連した主な争点は収益配分であり、その中でも共同発明者間の紛争が最も多い割合を占める。
 - * 職務発明関連の紛争内容：発明者間の紛争(37.5%)（2015年、特許庁）
- 職務発明の完成時点と承継時点が相違していることから権利関係が不明確となり、従業員の第3者に対する二重譲渡などの問題が発生

推進課題

- 職務発明と関連して合理的な収益配分のための制度改善を検討
 - 職務発明を通じて収益発生時に、関連の共同発明者（退職したか否かは不問）に義務的に告示する方案を検討
 - 職務発明補償ガイドラインに「実施補償金の分配」などに対する内容を追加する法案
 - 共同発明において、一部の発明者に対する寄与率が変更される場合、その他の共同発明者が受けける被害の防止方案を検討
 - 訴訟発生時に、他の共同発明者への訴訟に関する告示の義務化など
- 不確実な権利関係を解消するための職務発明の承継手続きを簡素化
 - 職務発明の予約承継規定がある場合、発明が完成された即時に使用者の同意なしで自動的に承継できるようにし、紛争を未然に防止
 - * 現行規定によると、使用者は承継の意思表示を通知することにより、職務発明の承継を完了
 - 発明振興法と政府R&D関連規定との間において、矛盾・抵触されない方案などを検討し、職務発明に対する紛争可能性を遮断

戦略3 グローバル市場におけるIP活動の支援強化

9

海外進出企業のIP陥路解消の支援

環境及びイシューの診断

- 優秀な研究成果にも関わらず、海外IPの確保及び事業化のための財源と戦略が不足しており、グローバル進出に限界
 - 特に、中小・ベンチャー企業の場合は、現地の文化と環境に対する情報や協力体制及びマーケティングなどの能力が不足
- ※ スタートアップに最も必要な支援は資金支援であり、海外進出時に必要なコンサルティングは、
①マーケティング、②投資誘致、③法律・会計・特許の順(2015年、スタート業に関する実態調査)
- IP-DESK*に常住する専門人材及び予算の限界により、現地進出企業の多様な陥路事項(権利確保、事業化、紛争解決など)に対する実質的な資源が不足
 - * 海外における韓国企業の出願費用に関する支援及び知財権の確保・保護に対する相談などを行うセンター(中国など海外6カ国に12カ所、2016年)で、現在各IP-DESKに配属されている担当者は2~3名に過ぎない。
- 輸出が増え、グローバル市場における韓国企業の影響力が大きくなるにつれ、国際IP紛争も大きく増加
 - 特に、中国やASEAN地域との貿易が活発となり、当該地域におけるブランドの侵害及び模倣品による被害が多数発生
- ※ 中国産ニセ衣類、タイのニセ化粧品などがマスコミで多数報道(KBS、朝鮮日報など)

《 現場の声及び事例 》

- ◇ 「中国の大型スーパーへの入店を推進していたA社は、従来取引関係にあった現地企業が中国商標を無断で先登録したことから、入店契約が取消となり50億ウォンの被害が発生した。」
- ◇ 「現在、海外IP紛争の支援は、IP-DESKに対する依存性が高く、実際に紛争が発生した時には、ここを通じて解決することは限界があり、また、IP-DESKが設置されていない地域も多い。」

9-① グローバル市場進出のためのIP総合戦略の支援

現況及び問題点

- 最近の消費者は製品の個別のIPを一つ一つ区分するよりは、特許・ブランド・デザインが入り混じった商品全体のイメージとして認識*
 - * (例) アップルのiシリーズはシンプルなデザイン、イノベーション技術、ユーザー中心の一貫したブランドマーケティングにより、差別化された固有のイメージを構築
- 海外進出を狙う中小・中堅企業もIPが融合された製品戦略が必要であり、従来の特許支援だけではグローバルヒット商品の創出に限界
- グローバル進出の成功のために、各国のIP制度や現地の文化トレンドを反映したオーダーメイド型のIP戦略が必要

推進課題

- 「グローバルヒット商品」の創出のためのIP総合支援体制を構築
 - 特許(技術)だけではなく、ブランド・デザインまで考慮したIP戦略を支援
 - 従来は、技術開発の完了後にブランド・デザインを考慮したが、今は技術開発段階からブランド・デザインと一緒に考慮
 - 現地のIP制度及び市場状況などを反映した海外進出のIP戦略を支援
 - 中小企業のグローバル市場への進出のためにワンストップで総合支援
 - 有望商品の選定段階から金融、海外マーケティング及びIP紛争コンサルティングに至るまで、省庁別に運営される支援事業と連携*
- * (特許庁)融合IP戦略の支援、(未来創造科学部・産業通商資源部・中小企業庁)有望商品の発掘、海外調査、グローバルマーケティング

9-② IP-DESK の機能拡大及び専門性の強化

現況及び問題点

- 海外進出初期段階の中小企業に対し海外IP確保・保護だけではなく、技術移転・事業化などにつながる多様な支援が不足
- IP-DESK独自の人材・予算だけでは多様な需要に対する支援に限界
 - 民間部門において需要と供給が円滑にマッチングできるように支援することが必要

推進課題

- IP-DESKの海外進出企業に対するワンストップ支援の拠点化
 - IP-DESKとグローバル技術事業化センターなどを連携させ、海外IPの確保・保護・移転・事業化のワンストップ支援体制を構築
 - 海外の大学、インキュベーティング機関などの技術移転及び事業化プログラム*との連携を拡大し、韓国企業の技術事業化を推進
- * 米国ARCH(基盤技術の商業化)、ドイツのシュタインバイス(产学研保有技術の活用拡大)など
- IP-DESKに分野別の専門人材を拡充し、公務員の派遣によりIP需要に対する対応体制を強化
- 現地IP専門家のDB管理を通じてIPサービスの需要・供給のマッチング
 - 企業の退職人材など、現地のIP専門家(現地のIPサービス専門企業など)をDB化し、現地進出の韓国企業に関連情報を提供
 - オンライン上に専門家別の提供可能なIPサービス分野などを掲示し、現地の多様なIPサービス需要者と円滑なマッチングを支援

9-③ 海外商標ブローカー及び模倣品などに対する対応の強化

現況及び問題点

- 中国などアジアに設置されたIP-DESK(7カ所)の全体相談件数の88%が商標権侵害、模倣品に対する対応関連の事項(2016年、特許庁)
- 韓国企業の中国内商標出願が最近持続的に増加しているが、中国との貿易量に比べると依然として不足
 - ※ 中国内で無断盗用・登録された国内商標は1,000件余り、業種別にはフレンチャイズの商標434件、食品178件、衣類135件、化粧品117件、その他155件(2016年、特許庁)

推進課題

- 「先商標確保-後進出」慣行の定着及び商標侵害に対するモニタリングを強化
 - 輸出企業を対象に「先商標確保」に関する教育を強化し、現地商標の出願相談及び出願費用の支援を拡大
 - IP-DESKを通じて商標ブローカーの出願・登録現況及び関連被害事例を定期的に収集し、韓国企業に関連情報を提供
- 現地における知財権の保護・執行の実効性を高めるために外交的な努力を強化
 - 中国、ベトナムなど貿易規模が大きい国及び新興輸出国を対象に、政府ハイレベル会合及び実務協議の定例化(IP担当官庁、税関など)
 - 模倣商標の登録防止のために、各国の知財権当局と審査段階の情報を共有(無断先占の商標リストの提供など)などの協力を強化して推進
- IP-DESKの拡大を通じて現地の商標・模倣品侵害に対する保護を強化
 - 貿易量、紛争状況及び企業需要などを考慮してIP-DESKを追加で設置
 - IP紛争の多い地域に特許官など公務員の派遣を拡大

環境及びイシューの診断

- 韓国企業のグローバル進出の増加に伴い、現地における円滑なIP獲得への要求が増大
 - 同一発明を各国に出願する時に、国別に特許登録の可否に対する判断が一致しない場合、事業経営上の混乱が発生
 - ※ 同一発明が各国に出願される件数が増加するにつれ、審査品質の向上及び重複業務の防止のため
に国家間の審査協力を強化中
- 韓国と開発途上国のIP制度及び保護レベルの差が現地進出の企業活動に主な障害要因
であると指摘
 - 韓国企業に友好的な知的財産環境の整備が必要
 - ※ 日本の場合、審査官を新興国のIP官庁に派遣し、各国の審査実務の調和を図り、WI
POとの連携を強化して新興国のIP人材育成支援を強化
- 開発途上国における親韓感情を醸成するとともに国のステータスを高めるために、IP O
DA事業を実施中であるが、小規模でとどまっており効果も少ない。
- 特許出願において世界4位のIP大国である韓国は、国際的な地位に合うIP分野の国際パ
ラダイムを先導するための努力が必要

「現場の声及び事例」

- ◇ 「同一発明を出願したが、一部の国で特許登録が決定され、その他の国では拒絶決定となる場合が多い。このため海外事業の拡張に支障を招く。」
- ◇ 「国際協約・条約を履行するにあたり、ニッチリーダシップを発揮し、韓国の立場を維持しつつ、履行できる方策を模索する必要がある。」

10-① グローバル審査協力の強化

現況及び問題点

- 海外特許出願時に、迅速な権利確保に対する産業界の要求が増大
- 特許登録の可否に対する国家間の判断を一致させ、獲得した特許が容易に無効化されないよう、外国との審査協力の拡大が必要

推進課題

- 審査品質向上のための主要国間での審査協力の強化
 - 国内企業の迅速な海外特許の獲得支援及び特許審査品質向上のために、主要国と締結した特許審査ハイウェイ (PPH*) を拡大 (26カ国、2016年8月)
* PPH (Patent Prosecution Highway) : 第1国において特許が可能であるという審査結果を受けた場合、第2国などでその結果を提出することにより、優先審査の申請ができる制度
 - 中国など韓国と貿易規模が大きい国の特許庁と特許共同審査 (CSP)*を持続的に拡大
* 両国において同一発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を共有し、審査結果の正確性・一貫性を高める制度 (2015年9月から米国と施行)
- 特許登録の可否について国際的な一貫性を高めるために、特許制度の国際的な調和を推進
 - IP5間で特許制度や審査実務の調査に係る協力を持続
- 特許審査官交流など人的交流事業の活性化
 - 主要国との特許庁間の審査官交流を通じて他国の特許制度及び審査実務に対する相互理解度の増進及び審査品質に対する信頼を確保

10-② 開発途上国にIP行政サービスの支援及びIP ODAの拡大

現況及び問題点

- 韓国企業が多数進出している開発途上国のうち、多くの国においてIP制度や専門人材及び行政システムなどが不十分であり、権利確保に多くの時間と財源が消耗
- 適正技術の普及などIPのODA事業が進められているが、技術、デザイン及びブランドへと結び付く総合的支援が不足

推進課題

- 韓国型IP行政サービスなどの海外への普及拡大
 - 開発途上国を対象に、特許審査の代行、審査情報化システムの構築など、二国間協力・支援を拡大
 - 特許・商標審査官などIP専門人材の派遣、二国間の知財権制度及び審査基準などの情報交流協力の拡大
 - 開発途上国のIP行政能力の強化及び認識向上に向けて教育支援を強化
 - 開発途上国の公務員を招聘して訓練*及びグローバルIP教育コンテンツの開発などの教育支援を拡大し、開発途上国のIP行政能力の強化を支援
 - * 2010年からWIPOの韓国信託基金(Korea Fund-in-Trust)を活用し、開発途上国の特許・商標分野の審査官を招聘して研修を実施(2017年からPCTなどの分野に拡大)
 - 適正技術*とブランドを結び付けた総合的な支援を拡大
 - 開発途上国の技術需要を基に適正技術を開発・支援した後、商品化及び権利化まで結びつける支援を拡大
 - * 尖端技術よりも当該地域の環境又は経済・社会環境に合うように作られた技術
- ※ インドネシアでパチョリオイルの抽出・精製及びハーブ発酵装置を開発した後、商品のデザイン、ブランドの開発及び権利化まで総合的に支援(2016年)

10-③ IP国際機関の誘致及びグローバルIPイニシアチブの主導

現況及び問題点

- 韓国は、世界4位の特許出願国であり、それだけに国際出願と関連したサービスの需要が多いため、それに見合ったサービス基盤の構築が必要
- WIPO内の特許・商標・著作権分野の常設委員会などにおいて、韓国の国際的地位にふさわしい国際的なイニシアチブの確保が必要な状況

推進課題

- 国際機関の地域事務所の誘致
 - アジア及び世界IP活動拠点としての機能強化のために、国内にWIPOなどの国際機関の地域事務所の誘致*を推進
 - ※ 知財権先進国としての地位を再確認し、韓国語で時間・空間的制約なしで直接WIPOレベルのサービスを韓国企業に提供可能
- 国際専門人材の養成及び国際機関内の人材派遣の拡大
 - 主要グローバルアジェンダ議論の過程に積極的に参加できるよう、WIPO、OECDなどの国際機関内の公募職位への進出拡大
 - ※ 韓国はWIPO分担金の納付基準で、上位20カ国内に含まれるが、WIPO内の高位職(局長レベル)の進出は、1名に過ぎない(2016年)。
 - WIPOなどで活発に活動できる国際IP専門人材を養成
- 知的財産分野のグローバルイシューを先導
 - WIPO、APECなどの国際機関において提起される、IP制度の国際的な調和及び技術移転・適正技術の活用など、グローバルIP課題に対し積極的に対応

環境及びバイシューの診断

- 「名古屋議定書(ABS)」が発効(2014年10月)されることによって、生物・遺伝資源に対し国の所有権が認定されることとなり、これによって各国は生物・遺伝資源の管理のための法律体系を整備中
 - 批准国*のうち、相当な数の国においては、自国の特許出願時に生物・遺伝資源の「直接出所」及び「原始出所」を明らかにするよう、関連法(特許法など)に明示

* 資源富国である中国、インド、ブラジルなど87カ国（EU含む）で批准（2016年10月）

◆ 名古屋議定書(ABS, Access to genetic resources and Benefit Sharing)の主要内容

- ① 遺伝資源への接近時、当該遺伝資源の保有国で定めた手続きに沿って、事前通知の承認 (PIC, Prior Informed Consent)を受けなければならない。
 - ② 遺伝資源の提供者と利用者の間で締結した契約 (MAT, Mutually Agreed Terms) に沿つて公正かつ公平な利益共有が行われなければならない。

- 韓国は生物・遺伝資源に対する輸入依存度が高いため、「名古屋議定書」の批准可否と関係なしに直・間接的な影響を受けている。
 - 生物・遺伝資源の輸入依存度が高い業界(医薬・バイオ・化粧品など)の場合、各種許可の手続きやR&D費用の増加などによって相当な打撃が予想
 - また、資源提供国との紛争によって輸入が制限される場合、経済的被害だけでなく製造自体にも問題が生じる恐れがある。

-《 現場の声及び事例 》

- ◇「名古屋議定書に対する産業界の対応が不十分な場合、韓国内企業の経営、戦略及び売上高の部分において被害が予想される。」
 - ◇「名古屋議定書を批准した国が多いため韓国産原料の開発が必要。韓国由来の植物を復元するプロジェクトが良い方案である。」
 - ◇「在来植物資源に対する省庁別の分類体系及び用語使用の相違により、省庁間の資源情報の連携及び統計分析が困難である。」

推進課題

- 主要国別に「生物・遺伝資源関連の出所公開及び利益共有ガイドライン」を策定し、現地の知財権確保を支援
 - 利益共有などの契約(MAT)締結時に、必須条件などが反映された国別の標準契約書の様式を開発
 - 主要国別のABS通商・紛争交渉専門家を養成し、二国間の契約締結時に、韓国企業の交渉力の向上を支援
- 国内の生物・遺伝資源へのアクセシビリティの向上のために、統合情報プラットフォームを構築
 - 国の生物・遺伝資源の効果的な管理のために、標準化された分類体系下において統合管理システムを構築・運営
 - 生物種の原産地などの基本情報以外に、知財権の現況、有用性の評価情報などと結び付けて提供
- ※ 未来創造科学部、環境部、農林畜産食品部、海洋水産部などの生物資源関連の情報を統合
- 海外における生物・遺伝資源利用の割合が高い産業は、海外資源の輸入依存度を分析し、代替が可能な在来資源を育成
 - 輸入依存度が高い生物・遺伝資源のうち、在来資源に代替が可能な固有品種及び改良資源を国レベルで重点的に育成
- 生物・遺伝資源へのアクセシビリティの向上のための二国・多国間の協力を強化
 - 資源富国との共同研究・技術移転などを通じて協力体制を構築し、個別の条約の締結を通じて国内企業・研究者らの生物資源の獲得を支援
- ※ 東南アジア、南アフリカ及びアフリカ地域へと協力対象国を拡大
 - 國際機関、国際研究機関との交流を拡大して情報収集を強化

戦略 4 デジタル環境下における著作権の保護及び公正利用の活性化

12

デジタル・コンテンツ著作権の保護体制の整備

環境及びイシューの診断

- デジタル技術の発展を受け、コンテンツの流通・保護を巡る環境が急激に変化
 - インターネットやスマート端末、モバイル機器の普及により、各種コンテンツのデジタル化が急速に進行
※スマート端末・モバイル機器の保有率：(2012) 63.7%→(2015) 82.6%
 - コンテンツの利用方法が所持からオンライン・アクセスへ変化したこと、著作権の侵害類型も「デジタルファイルの流出」、「SNSによる共有」などへと多様化
- 海外における国内著作権の侵害に対応する新たな触れ方が必要
 - 海外のウェブサイトとモバイル・アプリケーションが結合し、著作権の違法流通が拡散されているため、国内の行政・司法上の取締りだけでは解決が困難
 - 民間レベルで多国間著作権保護に関する協力チャンネルの構築が至急
※25の民間団体で構成された、海外での著作権保護に関する民間協議体の設立(2016.5.)
- 創作者の権利の尊重と著作物の利用活性化の間の均衡の問題が新しいイシューとして浮上

« 現場の声及び事例 »

- ◇ 中国国家版権局が<2016 剣網活動>においてモバイル・アプリケーションの著作権の保護を強化すると発表
 - 「動画・音楽・ニュース記事などのコンテンツがモバイル・アプリケーションを通じて多量で違法流通されているため、アプリ提供のプラットフォームに対する監督を重点的に強化していく。」
- ◇ 米国映画産業の保護に向け、パラマウント・ウォルトディズニーなど6の映画社が米国映画協会(MPA)に加盟し、著作権侵害モニタリングなど対応・調査研究などを遂行
- ◇ 「民間連合協議体を構成し、モニタリングなど国内企業のための保護活動を支援し、権利者団体が先頭に立って直接対応する構造を作らなければならない。」

12-①デジタル著作権侵害への対応体制の先進化

現況及び問題点

- デジタル技術の発展とスマート端末の普及によって、
 - トレント*やSNS及びストリーミングのリンクサイトなどを通じてデジタルファイルの流出・アップロード・共有などの著作権侵害が大幅増加している。
※海外のトレント及びストリーミングのリンクサイト(個)：(2013)75→(2016)136(81%増)
*トレント(Torrent)：1つのファイルを小分割してユーザー同士でインターネット上において直接共有するファイル共有プログラム

推進課題

- デジタル著作権の保護に向けた総合対応体制を構築
 - デジタルコンテンツの著作権に対する「24時間オンライン侵害監視システム」を導入し、侵害への対応を強化
- (現行)違法共有段階でのみ摘発→(改善)デジタルファイルの違法流出・アップロード・共有・利用など全段階において全方位的に対応
 - キラーコンテンツに対する緊急対応(認知・早期警報・措置)システムを稼動し、違法複製に対する処分執行を強化(審議・是正勧告制度を改善)
※今後、合法著作物市場への侵害率を2015年13.5%から2021年10%へ縮小
- オンライン上の違法流通に対する監視機能を高度化
 - 人工知能を利用した違法複製の追跡システム*を導入
*映画ポスター・テレビ番組のスクリーンショットだけで複製の当否が判断できるよう改善
 - 従来の違法複製追跡管理システム(I-COP:Illegal Copyrights Obstruction Program)の監視領域をウェブハード・ダウンロードのストリーミング及びリンクサイトにまで拡大
 - リンクサイト、インターネットコミュニティ掲示板・ブログ、SNS、モバイルアプリケーションなど様々な侵害ルートに対する検索を拡大

12-②海外著作権の体系的な保護の支援

現況及び問題点

- 中国、東南アジアなど主な韓流コンテンツ輸出国における知財権保護の水準が全般的に低く、著作権保護に対する政府の努力だけでは限界がある。
※米通商代表部(USTR)の評価結果(2015)：中国・タイ・インドネシア(優先監視対象国)、ベトナム(監視対象国)
- 韓流コンテンツ輸出国のウェブサイトで韓国コンテンツの違法流通が持続的に増加

推進課題

- 権利者及び流通者(民間)中心の著作権保護体制を強化
 - コンテンツ著作権者、流通者及び関連協会など民間の参加に基づき、官民による著作権協力及び民間国際機関間の協力体制*を強化
*(海外)日本コンテンツ海外流通促進機構(CODA)、米国映画協会(MPAA)など
 - 韓国権利者と現地流通者の間で発生した侵害問題に対応するホットラインの構築範囲を拡大*
*ジャンル/国：(現在)放送・音楽/中国→(拡大)ゲーム・乳幼児用コンテンツ・ウェブチューン/東南アジアなど
- 海外著作権センター*を中心に著作権侵害に対する先制対応を強化
 - *海外における韓国著作権の保護と貿易の活性化に向けて設置したセンターで、現在計4カ国(中国の北京、タイのバンコク、フィリピンのマニラ、ベトナムのハノイ)に設置・運営中
 - 海外で韓流コンテンツの違法流通の実態を調査し、オンライン上の自動監視及びリアルタイム対応(警告状の発送、削除など)を支援
 - (現行)モニタリング係り(4カ国10人)の受動的対応→(改善)世界中で自動モニタリング
- 国際協力を強化し、韓国著作権の保護に有利な環境を整備
 - 新しい韓流コンテンツ輸出国との著作権協力に関するMOU締結、両国間著作権フォーラムなど政府間交流及び対象国へのODA事業を拡大
 - FTA新規交渉時に著作権者推定制度の導入など著作権保護の中核条項を反映させ、既に締結しているFTAの履行状況の点検を強化

12-③権利者に正当な代価を還元する環境作り

現況及び問題点

- 現在は音源の送信使用料があまりにも低価格に形成されているなど、著作権者に対する補償が不十分
※国内で音源を多量購入すると、使用料を最大 65%まで割引(海外より 1.5~6 倍低価格)
- 未配分補償金の一部が信託団体事業及び一般予算事業に使われており、権利者に十分な恩恵が届けられていない状況

推進課題

- 権利者に対する補償体制をグローバルスタンダードに合わせて改善
 - 商業用の音盤・動画の使用や公演時、原則として権利者の許諾を得るよう(使用料支給)著作権法令を改正
※現在は大型店舗以外の営業所では、権利者の許諾を得なくても商業用の音盤・動画の使用及び公演が可能(使用料未支給)
 - ダウンロードパックの割引率を縮小するなど、音源の送信使用料を改善
 - (現行)30 曲パックは 50%、50 曲パックは 60% の割引など→(改善)割引率の縮小及び割引率の上限
 - 学校における教育目的のマルチメディア著作物(音源、動画など)の利用への補償金の支給対象を著作財産権者から著作隣接権者にまで拡大
※現在、音盤・放送に対する著作隣接権者は補償金が支給されている。
- 権利者により多くの恩恵が回るよう補償金の公的管理を強化
 - 未配分補償金を創作振興、著作物の流通促進など権利者に配慮した環境作りに優先的に使用するよう勧告を強化(勧告基準を 2021 年 70%まで拡大)
 - 「補償金受領団体*の指定期限制度」の導入など管理・監督を強化
 - *補償金徴収独占権を与えられた団体(複製伝送著作権協会、音楽実演者協会、音盤産業協会)
 - 補償金受領団体の再指定時、未配分補償金の解消に向けた努力を評価に反映

環境及びイシューの診断

- 超連結社会の到来により、著作物の利用環境が大きく変化
 - オンライン上の送信の普遍化により、技術的・物理的障害がなくなり、
 - 様々な類型の著作物(文言・音楽・映像・図形など)間の融合及び著作物と先端メディア・ICT技術との融合が容易になっている。
- 著作物と新技術(AR、VRなど)、文化・教育などが連携された新しいコンテンツ市場の登場に伴い、公共・共有著作物に対する需要が増加
 - ただし、オンライン上では公共・共有著作物を体系的に管理し、公正な利用を支援する装置が不十分
- コンテンツ産業の急成長により、収益の配分及び流通構造の不公正問題が浮上
 - 創作者のほとんどがフリーランサーや零細事業者であり、大企業及び巨大流通プラットフォーム業者などの事業者に比べて不利な立場にあるため、権利行使に脆弱
 - 著作権信託管理団体の非専門性及び不透明な徴収・配分により権利者に対する正当な補償が不十分

« 現場の声及び事例 »

- ◇ モバイルゲームのプラットフォームの提供社がゲーム収益のほとんどを受け取り、開発社が得る収益は20%前後に過ぎない。
- ◇ 国内ウェブチューンの46%が大型ポータル上で流通されている(2014年基準)。

13-①オンライン著作物の利用システムの強化

現況及び問題点

- オンライン上に著作権に関する情報が分散しており、オンライン上の著作権の利用が困難
- 信託管理団体・代理仲介業者情報、著作権登録の現況、個人・団体の著作物提出情報など、関連情報が分散
- 個人間の著作権取引のできる窓口が不足しているため、コンテンツ間の融合及び創作活動の支援が不十分

推進課題

- デジタル著作権取引所(KDCE、Korea Digital Copyright Exchange)*により著作物利用に関するワンストップサービスを提供
*著作物の利用に必要な情報を統合管理し、オンライン上で権利者と利用者間の著作権取引及び利用契約を支援するシステム(2008年開設、韓国著作権委員会)
- 分散している著作権DBを統合・連携した総合情報網を構築
 - 著作権の登録有無、個人間取引の可否、権利変動の内訳、情報更新日などの情報を総合提供
- オンラインにおける個人間の著作権取引のための自律契約サービスを導入
 - 個人創作者及び中小企業が直接著作権取引の締結に乗り出せるよう、オンライン上で直接取引のできる著作権の範囲に個人著作物を包含
- スマートデジタル環境に合わせてオンライン上の著作物の公正利用に関する制度を整備
- デジタル教科書・試験問題などの送信を許容するなど、デジタル著作物の便利な利用環境を整備
- デジタル形態の複製・送信・利用に関する私的複製免責規定を整備し、図書館での著作権制限規定などを改善

13-②自由利用(公共・共有)著作物利用の活性化

現況及び問題点

- 現在、自由利用著作物は、主に報道資料など文言著作物や絵画、写真の形で提供されているため、コンテンツ企業における活用度は多少低い。
※文化コンテンツ関連企業が最も必要とする著作物は、キャラクター、バックグラウンドミュージック、フォント、イラストの順(2016)
- 現行の自由利用著作物の利用プラットフォームから提供される著作物の情報(類型、件数、流通形態)が不足しているため、円滑な利用に制限がある。

推進課題

- 産業的活用価値の高い自由利用著作物の拡充及び活用の促進
 - 動画・音源・3Dデータなど高品質の公共著作物を積極的に公開し、活用価値の高い著作物の製作・復元を支援
 - 産業現場の需要調査及び文化機関との連携などにより、高品質の著作物を掘り起こし、著作権の処理(譲渡・寄贈など)後、自由利用著作物として提供
 - 中小・ベンチャー企業を対象に新技術(VR、AR、3Dプリントなど)と結合した自由利用著作物の活用に関するコンサルティングなどを支援
 - 国内外の自由利用著作物に対するアクセシビリティ及び利用の利便性を向上
 - 二元化されている自由利用著作物の情報を提供する窓口を一元化
 - (現行) 公共ナリ(公共著作物)、共有広場(共有著作物)→(改善)統合
 - 著作物情報を利用者に合わせて選別・提供するサービスを提供
 - 海外の自由利用著作物に対するアクセシビリティを強化
 - ヨーロピアナ(欧州連合の電子図書館)をはじめとする海外サイト*と連携して情報提供
- *米国デジタル公共図書館(DPLA)、インターネットアーカイブ(www.archive.org)など
- 海外の自由利用ライセンスに関する情報の提供など

13-③著作物の流通・管理環境の改善

現況及び問題点

- 著作物の融合・複合化により多様な協業が行われているが、権利関係が複雑になり、これに関する契約基準も不明確
- 著作権信託管理団体が個別的に運営されているため、著作物の流通・管理過程において非効率性や利用者の不便が発生

推進課題

- 分野別・取引類型別に細分化された著作物標準契約書を制定し、不公正な慣行及び複雑な権利帰属の問題などを解消
 - アニメーション・映画の企画、視覚効果(VFX)、放送シナリオなど、対象別に細分化された標準契約書を開発・普及
 - 著作物間の融合・複合化、共同制作及びOSMU(One Source Multi Use)*など協業が求められる分野においても標準契約書を提供
*1つのコンテンツを映画、ゲーム、本などの多様な方法で開発・販売する戦略
 - 政府支援事業に対して標準契約書の適用を義務付け、標準契約書の活用に対するインセンティブを付与するなど現場における定着を促進
- 著作物の流通・管理の効率性及び透明性を向上
 - 音楽を使用する営業所に対する著作権使用料の納付窓口を一元化
*大型スーパー、デパート、ホテル、コンドミニアム、カラオケなど22業種
 - (現行)4団体と音楽提供事業者が利用代価をそれぞれ徴収
→(改善)1営業所に対しては1団体(又は事業者)が統合して徴収
 - デジタルオンライン映画市場の統合電算網を構築・運営
 - 映画の付加市場(放送、DVD、インターネットVODなど)情報を体系化し、流通の透明性を確保

環境及びイシューの診断

- 最近、韓流コンテンツに対する世界的な関心が高まっている一方、
 - 日本・中国など主要輸出市場におけるコンテンツの輸出環境は逆に悪化
- 中国・東南アジアは韓国コンテンツの輸出の比重が高く、市場成長率の高い中核市場であるが、
 - まだ産業内の自国コンテンツの比重が低いため、著作権の保護に対する意志が低く、違法流通が頻発し、市場の拡大に限界がある。
- 中国など主要輸出国は、自国の文化・コンテンツ産業の保護に向けた各種規制*の強化及び大規模資本によるアグレッシブな投資を並行している。
*オンライン送信物に対する事前審議、バラエティー番組に対するクオータ制など
 - 自国産業の保護に向けた貿易障壁は高まった反面、多国間FTAなどの通商環境の変化により韓国側の交渉力は低下
 - 最近、中国など後発国において文化・コンテンツ産業が急成長する傾向を見せていく。
*中国ゲーム企業の2014年モバイルゲームの売上高が前年比144%成長

『現場の声及び事例』

- ◇ 「韓中両国が双方向文化交流を通じてWIN-WINの関係になる協力システムを構築し、'アジア文化のルネサンス'を作る必要がある」
- ◇ 「1990年代後半からアジア、中南米、中東と欧州などに広まった韓流ブームの持続に向けた努力が急がれている…韓流の拡大には中核コンテンツが重要であるだけに、小規模の韓流業界に対する政府の支援も必要」

14-①韓流コンテンツ輸出国の多角化

現況及び問題点

- 韓流コンテンツの輸出先がアジア圏に偏っており、輸出の拡大のためには新興市場の開拓が必要

※コンテンツ輸出国別の規模と割合(2014)：日本 16.0 億ドル(31.2%)、中国 13.4 億ドル(26.2%)、東南アジア 9.6 億ドル(18.7%)の順

推進課題

- 韓流コンテンツの輸出国の多角化に向けた国別進出戦略を模索

- 中国・日本・東南アジアなど韓流の成熟市場において政府間交流の強化などを通じてビジネス環境を改善

※(中国)韓・中文化産業フォーラムの開催、北京ビジネスセンターの機能拡大など、(日本)韓流の再点火の雰囲気作り、(東南亞)インドネシアを拠点とした韓流の拡大、海外貢献事業の進行など

- 成長可能性の高い北米・欧州市場に韓流の前進基地を構築

- ロサンゼルス及びロンドンの拠点(コンテンツ振興院)を中心に在外文化院など、海外の関連機関と連携して K-POP、韓国料理、伝統文化などを発信

- 中南米、中東など新興市場において韓流の底辺を拡大

- 韓流コーディネーターの派遣*及び双方向の文化交流により、韓流コンテンツの進出を支援

*現在、UAE 及びブラジルにコーディネーターを派遣しており、今後はマーケター派遣国を段階的に拡大する予定

- コンテンツの輸出の状況を踏まえ、海外における著作権支援の拠点を整備

- 東南アジアにある海外著作権センターを戦略的に調整する一方、新しい拠点(中南米・北米・欧州など)を段階的に確保

- (現行)中国・東南アジア→(改善)中国・東南アジア、成長市場(北米・欧州)、新興市場(中南米・中東)

14-②海外における韓流コンテンツの拡大の促進

現況及び問題点

- 韓流コンテンツの海外市場攻略に向けた現地の著作権情報の提供及び登録・流通・契約・マーケティングなどに対する支援が不十分

推進課題

- 海外における韓国著作物の権利化及び流通の支援を拡大
 - 海外著作権センターを通じて韓国著作物の権利認証及び現地での著作権登録の支援を強化
 - 現地の専門機関*と協力し、海外に進出した企業に対するコンテンツ流通標準契約書の提供など、適法の流通契約交渉を支援
 - *中国版権保護センター、東南アジア著作権専門の法務法人など
 - 現地における紛争の事例集及び著作権に関する法制度、侵害への対応策、流通業者の現況など最新情報を提供
- 海外における韓流の拡大に向けた支援を強化
 - 主要拠点*を中心に融合・複合コンテンツの現地マーケティング支援を強化
 - *中国・日本(最大市場)、東南アジア・インドネシア(韓流拡大のための橋頭堡)、ニューヨーク・パリ(北米・欧州の文化芸術の中心地)、中南米、ブラジル、中東、UAE
 - 韓流博覧会及び市場開拓ロードショーの開催を拡大し、韓流フェスティバルに関係省庁などが積極的に参加することで経済的シナジー効果を拡大
 - 韓流とテレビ番組・広告の共同進出、韓流を活用した輸出マーケティング、個人メディア、ハングルを活用した商品などの融合により新市場を開拓
 - コンテンツ輸出情報プラットフォームの高度化、海外の韓流コミュニティーへの支援及び海外通信員の運営強化など、海外進出企業と消費者間の交流を拡大

環境及びイシューの診断

- 「融合」が中核となる第4次産業革命時代の到来により、著作物(コンテンツ)の創出と流通の環境が急速に変化
 - スマート・モバイル端末、ウェアラブルデバイス、モノのインターネット、ビッグデータなど、先端ICT技術が著作物環境の領域にも多大な影響を及ぼしている。
 - 見て触れて聞ける音楽プラットフォーム、ゲームに特化したウェアラブルバンドなど、コンテンツの利用者のニーズに合わせたカスタマイズ型コンテンツの製作が活性化
 - ※仮想現実(VR)、拡張現実(AR)などICT技術と著作物を融合して新しい類型の著作物及びIT融合メディアサービスの提供が可能
 - O2O(Online to Offline)の本格化により、各チャネルの連携、ITと文化の融合、体験サービスの拡大、新しいプラットフォームの開発などが重要視される見通し
 - コンテンツ産業は成功收益率が高い反面、巨額のコンテンツ制作費用が求められる上、潜在市場に対するリスク要因も大きい。
 - コンテンツ産業の特性に合う政策金融をはじめとする育成政策とこれを後押しする政策手段が必要

一、現場の声及び事例

- ◇「仮想現実ゲーム市場に一部有料化モデルを導入しようとしたが、関連プラットフォームが不足し、ビジネスモデルに悩んでいる。」
 - ◇「今の税制支援案は大企業中心の支援策であり、韓流コンテンツ産業の発展の面からみて、実効性に疑問を持っている。」

15-①良質の次世代コンテンツの創出に向けた支援

現況及び問題点

- 第4次産業革命を導く人工知能基盤のSW、ビッグデータ、ホログラムなど次世代コンテンツの基盤技術を開発する能力が不足
- デジタル技術の発展によりコンテンツの融合・複合化が加速しているが、ICT融合文化産業が成長するための基盤が不十分

推進課題

- 有望な文化技術分野及び産業の需要に合わせた新技術開発の支援を拡大
 - 仮想現実、人工知能など有望な文化技術*に対するR&D投資を拡大
*有望技術(案)：仮想・拡張現実コンテンツの技術、高齢者向け治療ゲームの技術など
 - コンテンツ・スタートアップ企業の技術開発に対する支援を拡大(2016年文化技術R&D予算20%→2021年30%)及び文化コンテンツの研究開発費用の税額控除の対象を拡大*
*(現行)ゲーム・映画・アニメーション・放送→(拡大)音楽・漫画/ウェブチューン・公演/展示など
 - 開発した技術の事業性に対する評価を強化(評価委員のうち投資専門家の割合を拡大)及び「技術開発 - 製作支援事業パッケージ」の支援を拡大
- 次世代コンテンツ及び融合・複合コンテンツの支援体制を高度化
 - コンテンツ業界及び創作者を対象に新技術*を活用した次世代コンテンツに対する専門教育インフラを構築及びグローバル市場への進出を支援
*仮想現実、拡張現実、人工知能、モノのインターネット、3Dプリンティング技術など
 - 物語り・伝統資源など基盤素材のDB及び既存の創作アーカイブを構築し、コンテンツのOSMU(One Source Multi Use)を拡大

15-②コンテンツ産業の育成に向けた価値評価・金融支援の拡大

現況及び問題点

- 物的担保中心の融資審査と優良企業中心の政策金融の支援という方法では、コンテンツ産業の育成支援に限界

推進課題

- コンテンツ価値評価*の適用分野及び金融業界における活用機関を拡大

*コンテンツの価値を金額に換算し、銀行融資に活用

区分	主要内容
適用分野	(現在)ゲーム・映画→(改善)放送・アニメーション・音楽へ拡大
活用機関	(現在)2機関→(改善)第1金融圈へ拡大

- コンテンツ価値評価済みのプロジェクトに対して一定規模以上を投資する価値評価連携ファンドを助成し、価値評価基盤の投資を活性化

※価値評価連携ファンドの助成金目標(累積) : (2016) 200 億ウォン→(2021) 600 億ウォン(目標)

- コンテンツ企業の成長を支援するファンド・オブ・ファンズの文化アカウントの拡大及び多様化

※文化アカウント投資財源の助成目標(累積) : (2016) 1兆5千億ウォン→(2021) 2兆ウォン以上(目標)

- 成長段階にあるコンテンツ企業の育成に向けた「コンテンツ企業育成ファンド」の新規助成

※助成金目標(累積) : (2017) 600 億ウォン(新規)→(2021) 1,800 億ウォン規模(目標)

- 初期の投資リスクの分散に向けた完成保証制度*の改善・活性化

*映画など完成予定のコンテンツを担保に予め投資・融資が得られる制度

- 政府出捐金の拡大、金融機関との協約などによる新規供給の規模拡大、支援ジャンルの多様化及び起業支援の割合を 50%で維持

※支援規模目標(累積) : (2016) 2,800 億ウォン→(2021) 5,500 億ウォン(目標)

- コンテンツ制作費用に対する税額控除を段階的に拡大

- 映像コンテンツ(映画・放送)分野の製作費に対する税額控除の導入を推進

※中長期的にバラエティ番組、ミュージカル、アニメーション、ゲームなどジャンルの拡大を検討

16

新技術・新産業の出現に合わせた IP 保護体制の整備

環境及びイシューの診断

- 新技術の発展により、人工知能など人間ではない主体による創作物が出現しており、これに対する権利及び責任主体の境界が曖昧
 - 人工知能、ビッグデータなどが作り上げた創作物の保護など、新技術の領域における権利保護の盲点を克服するための IP 制度の整備が必要
※日本知的財産戦略本部の次世代知財システム検討委員会報告書(2016.4.)：人工知能による創作物の権利保護、3D プリンティング、ビッグデータの活用における法的問題を検討
 - 超連結・超知能基盤の時代を迎えて ICT 融合の根幹となる SW の重要性が強調されているが、これに相応する保護システムは不十分
 - モノのインターネット、クラウドコンピューティングなどモバイル環境への急速な変化は SW の重要性を浮き彫りにさせ、より充実した保護の必要性を提起
 - しかし、韓国は SW に関する紛争に対応できる専門人材及び対応システムが不十分

「現場の声及び事例」

- ◇ イ・セドル棋士とアルファ碁の対戦から予測できるよう、これからは人工知能が人間から独立して創作物を生産する可能性が高いため、これに関する保護方法及び権利・責任主体などの問題を議論する必要がある。
 - ◇ 超連結社会において SW は全産業分野で多様に活用されるとみられるが、SW に関する保護システムが不十分なため、その基盤の強化及び制度の改善が必要

16-①新技術 IP に対する保護システムの定立

現況及び問題点

- 新技術の発展により、これから各種デジタル著作物が多様な次世代技術と融合・加工・流通され、様々な著作権イシューが発生する見通し
- 人工知能が創出した様々な結果物などの保護策及び権利の帰属などに関する検討が必要

推進課題

- 第4次産業革命、デジタル時代に相応する先進的な知財権システムを構築
 - グローバル環境の変化、国内・国外の懸案の動向、産業界のニーズなどを総合的に踏まえて著作権法の改正を推進
 - 人工知能が創出した発明・デザインなど IP の保護の必要性、保護策及び権利主体などに関する IP 課題の発掘・検討

＜主な新技術別著作権イシュー（例示）＞

- (人工知能) 人工知能のディップラーニングの過程で生じる著作権侵害問題、人工知能の創作物の保護の必要性及び副作用、認定時の保護方法（範囲・期間）、権利帰属及び責任の主体など
- (ビッグデータ) データマイニングの過程で生じる複製・送信に関する免責規定の新設可否（公正利用条項との関係）、第3者に対するサービス提供者（OSP）のデータの認定可否など
- (3D プリンティング) 3D キャドファイルの著作物性、複製の概念、私的複製の認定可否など

- 知財委内で「次世代知識財産システム特別専門委員会」を運営
 - 第4次産業革命など急変する環境に迅速な対応ができるよう、正しい制度改善の方針性などに関する官民合同の検討システムを構築
 - 新技術の IP イシューに関する国際的議論に参加
 - WIPO など国際機関及び主要国との二国間・多国間協力過程において新技術の IP イシューに関わる規範作りに積極的に参加
- ※IP5 では人工知能、モノのインターネットなど最近浮上している技術が IP システムに及ぼす影響に注目し、今後持続的に議論することに合意（2016. 6.）

16-②デジタル・ネットワーク環境におけるSW知財権の保護システムの改善

現況及び問題点

- 技術の発展によりSW市場及び流通・取引の形態が急変し、現行のSW知財権保護システムでは十分な保護が困難
- オープンソースSWの使用が拡大し、不公正ライセンス、著作権侵害問題などが持続的に発生

推進課題

- デジタル・超連結環境に適したSW知財権保護体制を改善
 - オンライン上でSWの流通が増加し、オープンソースSW市場が拡大するなどのサービス環境の変化を反映し、SW知財権保護に関する先進化方策を研究
 - 特許技術が含まれたSWの送信問題も持続的に検討
- SW特許審査の充実化を推進
 - SW特許の審査過程において専門家の活用を拡大
※(米国)IBMはプログラムに関する不良特許の登録を防ぐために開発者・審査官の協業により、プログラムに関する先行技術情報を特許庁に提供
 - IP5での議論を通じてSW特許に関する審査基準の国際的一貫性を向上
- オープンソースSWの活用基盤の構築及び活性化を支援
 - それぞれのオープンソースSWライセンスに合わせたコンサルティングを強化し、問題点の診断及び管理システムの構築などを支援
 - 中小規模のSW開発業者を対象にオープンソースSWライセンスに関する教育を強化し、関連紛争を未然に防止

16-③ SWに関する紛争の解決に向けた専門人材の拡充及び取り締まりの強化

現況及び問題点

- SWに関する紛争が発生した際は、正確かつ迅速な「ソースコードの類似性の鑑定」が最も重要となるが、専門性を備えた鑑定人材が不足
※ソースコードの類似性の鑑定は、高度の専門性が求められる分野であり、現在は韓国著作権委員会に依頼すると外部専門家の諮問委員が類似性を判断
- SW関連紛争の場合、時間が経過するとその他ソースコードに変形して類似性を回避する恐れがある。
- 最近はSWの違法複製率が着実に改善されているが、米国、日本など主要先進国に比べると依然として高い数値を示している*。
*SWの違法複製率(2015、BSA)：(米国)17%、(日本)18%、(韓国)35%、(世界平均)39%

推進課題

- SW関連紛争に関する専門的な鑑定機能を強化し、鑑定専門家を養成・発掘
- 関連教育を強化し、「SWソースコードの類似性の鑑定」に特化した専門人材を確保
- 迅速な紛争解決の支援に向け、警察庁サイバー捜査隊内にSW専門人材を拡充
- 自律的なSW著作権の保護体制を構築
- (公共)公共部門のSW使用実態の点検(毎年2,700機関)及び公共機関に対するSW教育の拡大などを通じて公共機関のSW違法複製の根絶を推進
- (民間)オンライン上の違法SWの流通の遮断、違法SWの自己点検サービスの提供などを通じて正規品のSWの使用を誘導

環境及びイシューの診断

□ 最近、特許が競合企業に対するけん制手段及び技術取引の媒体など戦略的に使われ始め、特許信頼度の重要性がますます高まっている。

○ 韓国は世界的水準の審査処理期間(約10ヶ月)を達成したが、

- 特許無効率の高さ*及び主要国に比べて低い審査品質*により、特許信頼度の確保に難航

*(韓国)45%、(日本)18%(2015) / **特許品質順位：欧州>日本>米国>韓国・中国

○ 米国・日本など主要国も世界最高水準の審査を実現するため、多様な政策的取り組みを続けている。

※(米国)「USPTO2014-2018 戦略」において審査期間の短縮及び審査能力の強化に向けた中長期戦略目標を提示

(日本)「知的財産推進計画 2015」において「強く・広く・役に立つ特許権」に向けた世界最速・最高品質の審査体制の実現を重要8施策として発表

□ 最近、グローバル企業間の特許攻防が激しくなっている中、IP紛争の長期化及び権利の不安定性が企業の経営に大きな隘路事項として指摘されている。

○ これにより、「審決・判決の専門性・一貫性の向上」及び「迅速で経済的な紛争解決」に関する産業界のニーズが増大

« 現場の声及び事例 »

◇「特許無効により、会社の名声及びイメージに大きな打撃を被ったり、無効事由のある他社の特許権による攻撃で輸出契約などが破棄され損害を被るなど、特許が逆に事業に損となるケースが多数発生している。」

17-①特許無効率の低減に向けた高品質の審査の実現

現況及び問題点

- 審査官 1 人当たり過度な審査処理件数は、審査品質の低下の主な原因となっている。
- 韓国の特許審査官は、平均的に日本や米国など主要国に比べて顕著に多量を処理している*。
*審査官 1 人当たり審査処理件数(2015) : (韓国) 221、(日本) 164、(米国) 73、(欧州) 57
- 最近、中国の特許出願が急増(2010 年以後世界第 1 位)しており、中国の文献に対する先行技術調査を強化する必要性が増大
※世界中の特許文献のうち中国のものが 40%以上を占めている(2010 年基準)。

推進課題

- 審査品質の強化に向けたインフラ整備及び人材の確保
 - 審査人材を段階的に増員し、審査官 1 人当たりの処理件数を米国・日本など主要先進国との水準へ適正化
 - 特許の処理量の変動に適時対応するため、人材運営の自律性を確保するよう関連法律を改正
 - 人工知能、ビッグデータなど新技術を活用した知能型審査システムを構築
 - 類似出願に対する登録可能性の予測などを通じて欠点のない審査を支援
*日本は特許出願手続き及び審査に人工知能を活用するための実証事業を開始(2016. 3.)
- 中国特許の先行技術調査のために関連インフラを整備
 - 審査官対象の中国語教育の活性化及び中国語翻訳システムの高度化など

17-②IP 紛争解決システムの先進化

現況及び問題点

- 最近、特許侵害に関する民事訴訟において進歩性の有無まで判断するケースが頻発しており、法院 - 審判院間で特許の無効当否について相違する結論が出る可能性が常に存在するため、特許権の不安定な状態が長期化する懸念が発生
- 特許審判に対する特許法院の審決取消率が 2011 年 22.6% から 2015 年 24.2% へ増加するなど、審判品質の改善の必要性が提起

推進課題

- 審決・判決の迅速性・一貫性の向上に向けて特許訴訟・審判の体制を改善
 - 民事(侵害)法院の知財権侵害事件に対し、法院 - 審判院間で提訴事実の告知及び情報共有の活性化など多角的な協力を強化
※2016 年日本知的財産推進計画に「特許権の安定性向上に向け、専門官庁による検討の拡大」など関連制度の改善に関する検討及び裁判所 - 特許庁の協力強化を推進
- 特許審判の品質向上及びカスタマイズ型審判を実現
 - 審判品質及び審判官の専門性を向上させるため、審判官 1 人当たりの処理件数*を主要先進国の水準へ適正化
*特許審判官 1 人当たり処理件数(2015) : (韓国) 74、(日本) 37、(米国) 59、(欧州) 15
 - 書面審理に比べて正確な争点の把握に役立つ口述審理/事件説明会の拡大、遠隔ビデオによる口述審理システムの利用を拡大
- グローバルトレンドに相応する損害賠償額の算定方法及び損害認定額の適正化
 - 侵害を立証しなければならない権利者の負担を緩和するために証拠収集手続きの改善及びビジネスの実態・需要を反映した損害賠償額の適正化を推進

環境及びイシューの診断

- IPサービス業は企業・公的研究機関などの知的財産活動を支援する基盤産業であり、良質の雇用創出及び高付加価値創出の原動力として作用
 - *IPサービス業の付加価値誘発効果：0.916(全産業平均：0.726)、雇用誘発効果：21.096(全産業平均：14.026)(2012、特許庁)
 - 2013年基準で国内のIPサービス業の市場規模は、約6,359億ウォンの水準で、2011年(約4,100億ウォン)に比べて成長したが、まだ未成熟段階にある。
 - 民間のIPサービス企業のほとんどは零細規模であり、様々な困難に直面している。
 - *2013年基準でIPサービス企業1社の平均売上高は8.5億ウォン、平均従事者数は22人
 - IP事業化・技術移転及び特許調査・分析などのためのIP専門人材が不足しているため、高度化サービスの提供が困難
 - 最近、外資系IPサービス企業の国内参入が勢いを増している中、国内企業の市場競争力が弱体化する恐れがある。
 - IPサービス業の育成に向けた租税及び金融支援など実質的な支援が不十分で、IPサービス業の競争力強化に限界

「現場の声及び事例」

- ◇「企業の零細性により、高付加価値サービスを提供するための投資が難しく、悪循環が断ち切れず」
 - ◇「大多数の専門人材は民間企業でキャリアを積んでから、大企業や公共機関に転職するケースが頻発」

18-①民間 IP サービス業のインフラ構築

現況及び問題点

- 民間の IP サービスの高度化に向け、公共部門で提供するサービスの民間への公開を拡大する必要がある。
- 民間の IP サービス企業のほとんどは零細規模であり*、IP サービス業の競争力を強化するために投資の拡大が求められる。

*年間売上高が 5 億ウォン未満の企業が全体の 73.2% に該当 (2013 年基準)

推進課題

- 特許分析評価システム (SMART3) の機能を改善及び民間への公開を拡大
 - 特許分析評価システム (SMART3) DB の利便性を向上させ、民間の IP サービス企業が特許価値評価などに活用するよう提供
- *評価ツールを含む DB を公開し、民間機関の評価システムを開発する基盤を構築
- 民間の評価能力を向上させるため、民間の IP 価値評価機関を拡大
 - IP 価値評価機関を民間へと拡大し、競争体制を導入することで IP 金融・取引を支援する IP 価値評価市場の活性化を誘導
- *IP 価値評価機関として公共機関 10 力所、民間機関 3 力所を指定 (2016)
- IP サービス業に対する投資の活性化を誘導
 - ファンド・オブ・ファンズの追加出資又は回収金を活用して財源を作り、IP サービス業の育成ファンドを助成

18-②IP サービス専門人材の需給基盤の構築

現況及び問題点

- 各分野別の IP サービス業従事者の専門性を公認する評価認証などのシステムが不十分
- 零細規模の市場であるため、IP サービス業の就職を希望する大学生・就活生が少なく、同業界では活用できる人材プールの構成に難航
- IP サービス専門人材の養成プログラムと講師の専門性が不十分で、教育済みの人材が現場で即時活用され難い。

推進課題

- IP サービス専門人材の育成のために制度・インフラを整備
 - 国家職務能力標準(NCS)に基づいた IP 価値評価・取引の教育課程を普及し、評価・取引の専門人材を体系的に養成
*正規大学のカリキュラム(16週過程)の普及及び金融研修院などを通じた在職者教育を並行
 - 外国語、科学技術、IP 制度に関する知識を兼ね備えた IP 専門翻訳家の養成に向け、IP 翻訳アカデミーの運営を拡大
- IP サービス業界において円滑な人材需給ができるよう「採用連携」の教育を拡大
 - 未就業の卒業(予定)者などを対象に「採用連携教育」を拡大
 - IP 担当の退職人材など専門家プール(pool)を活用し、現場の実際需要を反映した実務型カリキュラムを構成し、ノウハウを伝授

環境及びイシューの診断

- 韓国は GDP 比 R&D 投資率が世界第 1 位、特許出願は世界第 4 位の国であるにもかかわらず、IP 専門人材及び関連教育の水準が先進国に比べて不十分
※韓国の知的財産インフラの競争力を診断した結果、OECD 加盟国 32 カ国のうち 17 位
- 2007 年から 5 年ごとに「国家知的財産人材養成総合計画」を策定してきているが、履行力を担保する装置は整っていない。
※中国は国レベルで 2015 年まで IP 専門人材 8 万人を養成するという計画
- 今後国内における IP 職業人材の需要は、年 2.0%ずつ増加する見通しである中、これに対応する小・中・高校及び大学の人材養成システムは不十分である。
 - 小・中・高校では IP 専門教諭が足りず、大学(院)では IP 教育カリキュラムが不十分であるため、工科大学の学生も不信を募らせている。
- 政府、その中でも自治体において分野別 IP 支援を行う専門人材が不足しており、専従の支援組織体系も不十分である。
※中国は各省ごとに局単位の IP 支援専従組織を運営している。
- 地域経済の活性化に向け、地方の中小企業及び農・水産業界における知的財産の活用がさらに重要
※日本は、地方中小企業の IP に対する認識を向上させ、農林・水産分野のグローバル進出に向けた IP 活動支援を強化している(日本知的財産推進計画 2016)。

« 現場の声及び事例 »

- ◇ 「IP 関連の教育プログラム及び提供機関がそれぞれで、一般人が各自のレベルとニーズに合わせた教育プログラムを見つけることができない」
- ◇ 「地方の場合、担当公務員の専門性が足りず、IP 関連業務が円滑に処理されない場合が頻発している」

19-①公共部門のIP人材の拡充及び組織の整備

現況及び問題点

- IPの創出・拡大(R&D、技術事業化)を担当する省庁に専門性を備えた公務員が不足
 - その中でもソウルを除いたその他自治体にはIP専門担当の公務員が不在
- 各地域に計29カ所のIP専門支援組織(センター)があるものの、それぞれの機関(大韓商工会議所、TP、発明振興会など)に属している上、専門人材も足りない。

推進課題

- 中央政府及び広域自治体にIP専門人材を補強
 - IP関連性のある部署に特許担当官の指定・運営を推進
 - IP専門人材(弁理士など)の採用時、資格手当の現実化などインセンティブを提供
- 主な研究管理専門機関にIP専門組織を拡充
 - 従来のIP専門人材(弁理士、戦略委員のPMなど)で諮問団を構成し、主な研究管理専門機関のIP-R&D戦略を支援
 - 研究管理専門機関に段階的に常設のIP担当組織を設置
- 各地域の知的財産センター*を圏域別の「地域知的財産振興院(仮称)」へ改編
 - 自治体と連携して各地域のIP支援機能を強化
 - 地方の中小企業のIP戦略コンサルティング、IPを活用した地方の特化産業の育成、ブランド開発、IP教育など支援の充実化
 - *地方の中小企業に知的財産権サービスを提供し、自治体など発明関係機関との協力を通じて地域別特性化事業を推進する地域別拠点センター(2016年29カ所)
- 地方の大学と連携して各地域のIP専門人材を大幅に拡充

19-②IP 教育の拡大及び専門人材養成の充実化

現況及び問題点

- 小・中・高校の教育課程に IP 関連プログラムが少なく、大学の教育課程にも IP 専門人材を育成するための体系的なカリキュラムが不十分
- 公務員及び研究人材の IP 専門性が低いとの調査があり、これは衰弱な IP 教育システムに起因していると指摘
- IP 創出の役割を担う公的研究機関所属の研究者の 58.4%、大学教授の 63% が IP 関連教育を受けた経験が皆無

推進課題

- 小・中・高校生を対象にした発明・特許・著作権の素養教育を強化
 - 発明・特許・著作権に対する認識向上、進路設計及び職業体験を提供する教育プログラムを拡大
- 知的財産先導大学を拡大*設置し、IP 教育カリキュラムを充実化
*知的財産先導大学の数：(2015 年)15 力所→(2021 年)30 力所(目標)
 - 理科の大学院生に対して「R&D と IP 戦略の連携」に関する教育を強化し、IP 分野のカリキュラムを段階的に「理科工学認証制度」と連携
- 公務員及び公的研究機関の研究人材に対する IP 教育を体系化
 - 「国家公務員人材開発院」に IP 関連の教育課程を補強し、新規公務員の教育課程にも IP 基礎素養教育を包含
 - R&D 及び産業振興業務の担当者に対して IP-R&D 戦略過程などを開設し、一定規模以上の研究課題の責任者には教育の履修を勧告
- IP 業界の法曹人に対し、国際紛争解決の能力向上のための教育を強化

19-③地域特化産業の競争力向上及びブランド開発

現況及び問題点

- 各地域の特性及び比較優位を踏まえずに地域特化産業が選定され、関連事業が進められている。
- 中国、日本など主要国は、地域別観光名所を中心に地域コンテンツの観光商品化、地域ブランドの開発などに力を入れている。

中国	・上海知識産権局は、上海の各観光名所に関する商標・ブランド管理の重要性を強調し、名所ブランドの管理・監督を強化
日本	・地理的表示(GI)の地域団体商標制度の導入・活性化、地域資源が含まれたコンテンツの海外発信により観光客誘致戦略(in-bound)などを推進

推進課題

- 地域伝統産業の育成及びブランド開発を支援
 - 地理的表示をはじめ、地域資源及び伝統知識を活用したブランドの開発など地域特産品、伝統産業に対する体系的かつ総合的支援
 - 自治体主導で各地域に散在している歴史、文化、伝統資源を観光資源化し、固有ブランドの開発及び事業化戦略を推進
- 地元企業のIP能力強化を支援
 - 知的財産に基づいた地元企業の育成に向け、農・漁村基盤の企業対象に知的財産コンサルティングなど、知的財産経営の基盤作りを支援
 - 国内外の知的財産の権利化(特許、デザイン、商標)支援、パッケージ・デザイン及びブランドネーミングの開発支援など
 - 地方の農民・地元企業を対象にIP管理の優秀事例の広報及び教育を実施し、IP紛争に関する相談などを支援

19-④知的財産に配慮した環境作り

現況及び問題点

- 違法複製、模倣品の取引など知財権の侵害事例が依然として発生しており、「正当な代価の支払い」文化も先進国に比べて不足
※2015年1年間、著作物の違法複製により3兆7千億ウォンの生産が減少、3万9千人の雇用が減少、1兆9千億ウォンの付加価値が減少するなどの被害が発生(著作権団体連合会)

推進課題

- 知的財産に対する大衆の認識向上及びIPを尊重する文化の定着
 - 生徒・学生、保護者、会社員など対象に合わせた知財権保護に関するeラーニング・プログラム及び教育コンテンツを普及
 - 知的財産の認識向上に向けた公共広告など全国民を対象にした広報*を強化
*中小企業の技術奪取、著作物の正しい利用文化などに対する公共広告を推進
- 経済的・社会的弱者に対するIPアクセシビリティを向上
 - 公益弁理士の特許相談センターを介して無料弁理サービスを拡大
 - 社会的弱者が保持している特許に対し、試作品の製作及び価値評価費用の支援を拡大
- 知的財産の底辺の拡大に向けて「発明体験センター」を設置・運営
 - 生徒・学生、一般人の創意工夫を刺激し、発明・知的財産に配慮した環境作りのために「発明体験センター(仮称)*」を設置・運営
*アイデア製作室、電子出願の試演室、模擬法廷など体験プログラムを運営し、発明コンテストの受賞作や事業化事例などを展示し、人材養成及び生涯教育のコンテンツとして活用

環境及びイシューの診断

- 種子産業は「品種」を媒介とする農業分野の代表的な知的財産産業
 - TRIPs 協定*(1995. 1. 発効)に基づき、WTO 加盟国は植物品種を特許法又は個別法などにより保護することが義務付けられている。
*WTO 付属協定として採択された貿易関連 IP に関する協定であり、WTO 加盟国が守るべき IP の保護及び侵害に対する救済手段を明記
 - これにより、韓国は種子産業法(1997. 12. 発効)、植物新品種保護法(2013. 6. 発効)など、種子の流通や品種の保護などに向けた制度を新設・整備
 - 品種の開発には多大な時間と努力がかかるが、優秀な品種を開発した際には独占的権利の獲得及び高収益の創出が可能
- 気候変動、食糧生産性の向上に対するニーズなどにより、世界種子市場の規模はこの10年間で大きく成長(2003年 250億ドル→2013年 450億ドル)
 - 種子産業は高付加価値の基幹産業であり、一部主要国による独占が進んでいる。
※米国・中国・フランス・ブラジル・インドの上位5カ国が世界市場の65%以上、10 多国籍企業が世界市場の70%以上を占めている。
 - 最近、韓国も世界市場への進出を拡大するための努力を続けているが、零細な企業構造、R&Dへの投資の不十分などが問題視されている。
 - 植物新品種保護国際同名(UPOV)への加盟(2002. 1.)により、品種保護権の設定品目に対して海外に多額のロイヤルティを支払っており*、対応策作りが求められている。
*2015年基準で約123億ウォンの海外ロイヤルティを支払っていると推定

《 現場の声及び事例 》

- ◇ 「種子産業は種子主権及び食糧安保に直結する産業であり、国を挙げて育成戦略を立てる必要がある。」

20-①種子産業の育成に向けた新品種開発の支援強化

現況及び問題点

- これまで国レベルで「ゴールドンシード・プロジェクト*」を推進し、新品種の育成基盤を構築
- 輸出市場の拡大及び輸入代替成果の可視化に向けた追加の取り組みが必要
 - *種子大国に躍進するための国レベルの種子開発 R&D プロジェクトであり、2021 年までに輸出額 2 億ドルの達成及び種子自給率の向上を目指している。
- 国内の大多数の種子企業が零細規模であり、先端の育種研究施設が備えられていないため、長いスパンでの研究開発への投資が困難な状況
 - ※モンサント社(世界第 1 位規模、米国)は毎年 1 兆ウォン(売上の 12% 水準)以上を R&D へ投資

推進課題

- 種子輸出の拡大及び輸入代替の目標達成に向けて政府の R&D 体制を整備
 - 種子開発・流通主体である種子企業を中心に政府の R&D 事業を改編
- 開発済み種子の事業化促進及び海外広報の強化
 - 現在アジアを中心に設置されているモデル・展示圃*を欧州・米州・アフリカの地域などへと拡大
 - *2015 年時点で 26 力国 94 地域に設置
 - 企業のマーケティング支援、海外流通チャネルの拡充など流通能力の強化を支援
- 民間の育種能力の強化に向けた研究基盤作りなどの支援を拡大
 - 「民間育種研究団地*」と連携し、零細規模の国内種子業者を対象に先端の研究インフラの共同活用を支援するなどの取り組みを拡大
 - *民間業者の育種に必要な梶包法及び先端研究支援センターなど関連施設とインフラを提供している。
 - 現在 20 社が入居中

20-②品種保護制度の運営の効率化及び紛争対応力の強化

現況及び問題点

- 省庁ごとに品種保護制度の運営機関が分かれているため*、業務の非効率性が発生
 - 制度を運営する機関によって所管の作物が分かれ、審査品質の標準化と FTA など外部交渉時の対応が難しく、出願人の混乱をもたらす。
- *国立種子院(農作物)、国立山林品種管理センター(山林)、水産食物品種管理センター(水産)
- 国際的に新品種に対する権利の保護が強化され、侵害紛争の発生が増加している傾向が見られる中、その対応体制及び能力が不十分

推進課題

- 品種保護出願申請の一元化及び運営機関間の協議会の運営を通じて出願人の利便性を向上
 - 種子管理請願サービスの総合窓口(Seednet)を立ち上げ、機関別の請願システム機能を統合
- *請願システムの統合により、種子、出願などに関する情報検索など資料の活用が容易
- 品種保護制度の運営機関間で協議会を構成し、効率的な運営体制を作り、制度の持続的な発展に向けた業務協力を強化
- 品種保護権に関する紛争への対応力の向上及び紛争解決を支援
 - 品種保護権に関する紛争を解決するための技術を開発*し、専門人材を確保することで紛争の調停・訴訟の件に対する鑑定の支援など積極的に対応
- *品種識別用分子マーカー、DNA分析用DB構築など
- 不正複製品種の流通防止に向け、特別司法警察の取り締まり活動を強化
- 品種の保護基盤の強化に向けて審査体制を改善及び専門性を向上
 - 特許庁と国立種子院において構築した先行技術DBを相互検索できるように連携し、審査人材の能力を強化

添付 1

課題別推進日程

推進課題	主管省庁 (協力)	推進日程				
		'17	'18	'19	'20	'21
戦略 1. 高品質 IP の創出及び事業化の活性化						
1. 知的財産戦略と R&D の連携による優秀な IP 創出の促進	未来部 (特許庁)					
2. 新技術分野の R&D に標準特許戦略の適用の強化						
2-1. 標準特許戦略が必要な分野に R&D 特許標準の連携推進	未来部 (産業部) (特許庁)					
2-2. 国際標準特許の確保に向けた対外活動の強化	未来部 (特許庁)					
3. 公的研究機関による先導的 IP 経営の強化						
3-1. 出捐(研)IP の経営戦略の導入	未来部 (特許庁)					
3-2. 出願前審査及び未活用特許の管理強化	未来部 (特許庁)					
4. IP・技術取引及び事業化の促進						
4-1. IP・技術取引活動のインセンティブの強化	産業部 特許庁 (企財部)					
4-2. IP・技術の取引・移転及び事業化への後続支援の拡充	未来部 (産業部) (特許庁)					
5. 民間中心の IP 金融の高度化						
5-1. IP 金融を通じた優秀 IP 企業への支援強化	金融委 (特許庁)					
5-2. 民間中心の IP 金融のためのインフラ構築	特許庁 (金融委)					
戦略 2. 中小企業の IP 競争力の向上及び保護強化						
6. 中小企業の IP 活動の支援強化						
6-1. 中小企業に対する IP-R&D 支援の拡大	特許庁 (未来部)					

推進課題	主管省庁 (協力)	推進日程				
		'17	'18	'19	'20	'21
6-2. 中小企業の IP 経営支援の強化	特許庁 (未来部) (産業部)					
6-3. 中小企業特許控除制度の導入及び訴訟保険の活性化	特許庁					
7. 中小企業のアイデア・技術の保護強化						
7-1. 未登録アイデア・デザイン及び営業秘密の保護強化	特許庁					
7-2. 下請け取引などにおいて不当な技術侵害の根絶	公正委 (R&D 担当) (特許庁)					
7-3. 中小企業の技術流出に対する迅速な対応体制の整備	法務部 警察庁 特許庁 (中企庁)					
8. 職務発明制度の活性化及び合理的補償体制の構築						
8-1. 職務発明の範囲拡大及び正当な補償文化の定着	特許庁					
8-2. 職務発明に対する権利関係及び利益配分体制の合理化	特許庁 (未来部)					
戦略 3. グローバル市場における IP 活動の支援強化						
9. 海外進出企業の IP に関する隘路事項の解消の支援						
9-1. グローバル市場進出に向けた IP 総合戦略の支援	特許庁 (未来部) (中企庁)					
9-2. IP-DESK の機能拡大及び専門性の強化	特許庁 (産業部)					
9-3. 海外商標ブローカー及び模造品流通などへの対応強化	特許庁 (関税局)					
10. IP 国際協力の強化及びグローバル地位の向上						
10-1. グローバル審査協力の強化	特許庁					
10-2. 途上国への IP 行政サービスの支援及び IP ODA の拡大	特許庁					
10-3. IP 国際機関の誘致及びグローバル IP イニシアチブ主導	特許庁 (外交部)					

推進課題	主管省庁 (協力)	推進日程				
		'17	'18	'19	'20	'21
11. 生物・遺伝資源に関する新国際規範への対応	特許庁 環境部 (農食品部) (海水部)					
戦略 4. デジタル環境下における著作権の保護及び公正利用の活性化						
12. デジタル・コンテンツ著作権の保護体制の整備						
12-1. デジタル著作権侵害への対応体制の先進化	文体部					
12-2. 海外著作権の体系的な保護の支援	文体部					
12-3. 権利者に正当な代価を還元する環境作り	文体部					
13. デジタル・プラットフォームを活用した著作物利用の活性化						
13-1. オンライン著作物の利用システムの強化	文体部					
13-2. 自由利用(公共・共有)著作物利用の活性化	文体部					
13-3. 著作物の流通・管理環境の改善	文体部					
14. 韓流コンテンツのグローバル進出の支援						
14-1. 韓流コンテンツ輸出国の多角化	文体部					
14-2. 海外における韓流コンテンツの拡大の促進	文体部					
15. 新技術のトレンドに合わせたコンテンツ創出の環境作り						
15-1. 良質の次世代コンテンツの創出に向けた支援	文体部					
15-2. コンテンツ産業の育成に向けた価値評価・金融支援の拡大	文体部					
戦略 5. IP 生態系の基盤強化						
16. 新技術・新産業の出現に合わせたIP保護体制の整備						

推進課題	主管省庁 (協力)	推進日程				
		'17	'18	'19	'20	'21
16-1. 新技術 IPに対する保護システムの定立	文体部 特許庁					
16-2. デジタル・ネットワーク環境における SW 知財権の保護システムの改善	特許庁 文体部 (未来部)					
16-3. SWに関する紛争の解決に向けた専門人材の拡充及び取り締まりの強化	文体部 (警察庁)					
17. 特許権の信頼性・安定性の向上						
17-1. 特許無効率の低減に向けた高品質の審査の実現	特許庁					
17-2. IP 紛争解決システムの先進化	法務部 特許庁					
18. IP サービス業の活性化の支援						
18-1. 民間 IP サービス業のインフラ構築	特許庁					
18-2. IP サービス専門人材の需給基盤の構築	特許庁					
19. IP 人材基盤の拡充及び地域別 IP 能力の向上						
19-1. 公共部門の IP 人材の拡充及び組織の整備	特許庁 (自治体) (未来部)					
19-2. IP 教育の拡大及び専門人材養成の充実化	特許庁 (未来部)					
19-3. 地域特化産業の競争力向上及びブランド開発	特許庁 自治体					
19-4. 知的財産に配慮した環境作り	特許庁 文体部					
20. 植物新品種の開発活性化及び保護強化						
20-1. 種子産業の育成に向けた新品種開発の支援強化	農食品部 海水部					
20-2. 品種保護制度の運営の効率化及び紛争対応力の強化	農食品部 海水部 山林庁					

1

総括現況

- 2017 年～2021 年間、第 2 次国家知的財産基本計画の推進のために所要される予算は、
計 4 兆 749 億ウォン規模(年平均 8,150 億ウォン)であると推定

<戦略目標別財政投資計画(単位：億ウォン)>

5 大戦略目標	2017	2018	2019	2020	2021	合計
高品質 IP の創出及び 事業化の活性化	1,709	1,892	1,916	2,099	2,152	9,768
中小企業の IP 競争力の向上及び 保護強化	1,092	1,251	1,259	1,316	1,144	6,062
グローバル市場における IP 活動支援の強化	689	587	563	572	530	2,941
デジタル環境下における著作権の 保護及び公正利用の活性化	1,622	2,239	2,682	3,355	3,402	13,300
IP 生態系の基盤強化	1,378	1,921	1,858	1,884	1,637	8,678
合計	6,490	7,890	8,278	9,226	8,865	40,749

中核課題別財政投資計画

(単位：億ウォン)

中核課題	2017	2018	2019	2020	2021	合計
合計	6,490	7,890	8,278	9,226	8,865	40,749
1. 知財戦略とR&Dの連携による優秀なIP創出促進	234	298	298	354	335	1,519
2. 新技術分野のR&Dに標準特許戦略の適用の強化	913	953	944	982	1,014	4,806
3. 公的研究機関による先導的IP経営の強化	40	71	73	154	154	492
4. IP・技術取引及び事業化の促進	489	536	565	571	611	2,772
5. 民間中心のIP金融の高度化	33	34	36	38	38	179
6. 中小企業のIP活動の支援強化	1,079	1,234	1,242	1,298	1,126	5,979
7. 中小企業のアイデア・技術の保護強化	9	12	12	13	13	59
8. 職務発明制度の活性化及び合理的補償体制構築	4	5	5	5	5	24
9. 海外進出企業のIPに関する隘路事項の解消支援	238	334	336	356	358	1,622
10. IP国際協力の強化及びグローバル地位の向上	28	29	29	30	-	116
11. 生物・遺伝資源に関する新国際規範への対応	423	224	198	186	172	1,203
12. デジタル・コンテンツ著作権の保護体制の整備	128	148	154	156	157	743
13. デジタル・プラットフォームを活用した著作物利用の活性化	54	75	77	79	81	366
14. 韓流コンテンツのグローバル進出の支援	175	298	317	334	335	1,459
15. 新技術のトレンドに合わせたコンテンツ創出の環境作り	1,265	1,718	2,134	2,786	2,829	10,732
16. 新技術・新産業の出現に合わせたIP保護体制の整備	7	4	4	4	4	23
17. 特許権の信頼性・安定性の向上	656	880	904	1,000	1,000	4,440
18. IPサービス業の活性化の支援	78	96	101	104	107	486
19. IP人材基盤の拡充及び地域別IP能力の向上	212	445	353	281	281	1,572
20. 植物新品種の開発活性化及び保護強化	425	496	496	495	245	2,157

※上記の財政投資計画は、各省庁の中期財政計画上の予算に基づいているものであり、今後、年度別予算

及び国家財政運用計画などにより変動可能